

国体主会場の整備に伴う公園整備基本構想の 策定に向けた検討状況等について

1 公園整備基本構想の策定に向けた検討状況

(1) 経緯

平成 26 年 12 月 地元自治会長説明会、住民説明会を開催
第 3 回（仮称）彦根総合運動公園整備計画検討懇話会を開催

➤ 地元自治会長説明会、住民説明会の主な意見

- ・周辺道路の交通渋滞への対策、小学校の子どもたちの安全対策、工事中や供用後における騒音等への対策等に配慮して公園を整備してほしい。
- ・国体後の有効活用を考えると、気軽に使用できることが大切。
- ・景観との調和の観点から施設の見た目も大切。皆に褒めてもらえ訪れてもらえるような施設を望む。

➤ 検討懇話会の主な意見

- ・住民参加による公園づくりが重要。
- ・国体開催だけでなく、身体障害者スポーツ大会も視野に入れるべき。
- ・第 1 種陸上競技場の建設と世界遺産登録がともに成功するようよく考えて進めてほしい。
- ・多目的広場は多様な競技、駐車場に利用できるため、公園全体の利用価値が高まる。

(2) 公園整備基本構想（案）

彦根総合運動場を第 1 種陸上競技場を備えた都市公園として再整備するため、公園整備の基本的な考え方等を公園整備基本構想（案）として取りまとめ。



県民の皆さんからのご意見を募集（1 月中旬～2 月中旬）

別添 1 （仮称）彦根総合運動公園整備基本構想（案）の概要

別添 2 （仮称）彦根総合運動公園整備基本構想（案）

2 今後の予定

- ・公園整備基本構想・・・平成 27 年 3 月末策定予定
- ・公園整備基本計画・・・平成 27 年 6 月末策定予定

(仮称)彦根総合運動公園整備基本構想(案)の概要

基本構想の背景

- 県内には「国民体育大会施設基準」に適合した施設がなく、開・閉会式場を兼ねる陸上競技場(以下「主会場」という。)の確保が喫緊の課題。
- 平成26年5月、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会常任委員会において、「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的に評価され、主会場が滋賀県立彦根総合運動場(滋賀県彦根市松原町地先)に決定。
- 現在の彦根総合運動場を主会場の施設基準を満たす第1種陸上競技場を備えた都市公園として再整備するため、公園整備の基本的な方向についての外部有識者による公園整備計画検討懇話会での議論を踏まえ、本県の考え方を(仮称)彦根総合運動公園整備基本構想(案)として整理。

公園のイメージ

◆体力・健康づくり、夢育での場

- ・日常的に気軽にスポーツを楽しめる。
- ・子どもたちがスポーツを「する」「みる」「支える」ことにより夢を育てる。

◆多様な主体の交流の場

- ・スポーツを「する」「みる」「支える」といった機会を通じ人と人が交流する。
- ・コミュニティの形成や活動の輪が広がる。

◆歴史・文化などとの触れ合いの場

- ・歴史・文化・地形の変遷などの地域特性や自然に触れ、元気になる。
- ・地域のにぎわいへとつながっていく。

公園整備のポイント

- ・スポーツ拠点としての魅力向上
- ・交通アクセスの良さを活用
- ・周辺住環境への配慮
- ・軟弱地盤の対策
- ・伝統的な街並みや自然・歴史文化資源への配慮
- ・観光・レクリエーション系の拠点
- ・すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
- ・多様な人々が日常的に利用可能
- ・将来にわたって多目的に利用可能
- ・防災機能を含めた多様な機能
- ・環境への配慮
(自然再生エネルギーの活用)
- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・国体後を見据えた適正規模での整備
- ・民間活力の導入
- ・敷地の拡張
- ・観光名所等との連動による地域経済の活性化
- ・将来のJリーグ対応に向け拡張の可能性に配慮
- ・補助陸上競技場、周辺駐車場、公共空間等を活用した国体主会場の施設設計
- ・関係法規制への対応

公園整備の基本的な考え方

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観等と調和を図りながら再整備します。

A: 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化

交通アクセスの良さを活かして、県民のスポーツ拠点として整備を行い、日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組む。また、周辺敷地を確保し施設を再整備する。

- 主な施設: 第1種陸上競技場、第3種陸上競技場(第1種陸上競技場の補助競技場)、野球場(現有施設の存置)、駐車場(公園内に分散配置)を整備
- その他施設: 例、庭球場、多目的広場、芝生スペース、休憩所、ジョギングコース、緑地緩衝帯などの整備について、利用状況や競技団体等の意見・要望等を踏まえ検討。
- 現スイミングセンターは他所での整備を検討。スポーツ会館(宿泊施設)は整備しない。

B: 国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

だれもが気軽に、そして安全に安心して利用でき、健康づくりに寄与する公園を整備する。また、環境に配慮し、防災機能の強化を図るとともに、観光資源や地場産業との連携による地域活性化に寄与する公園を整備する。

- 休憩・交流: 地域の人々が日常から気軽に利用できる広場、緑の中の休憩空間などの整備
- レクリエーション、健康づくり: 様々な世代の人たちが日常的に安全に利用できる健康づくりの場、自然や季節を体感できる散策路・ジョギングコース等の空間を整備
- 防災: 大規模災害時の広域陸上輸送拠点・広域物資拠点等の役割を果たすための搬出入スペースを確保するなど、非常時の防災拠点となるよう整備
- 環境: 再生可能エネルギーの活用、保水性舗装や雨水貯留など、環境に配慮した施設を整備
- ユニバーサルデザイン: 段差のない園路や緩やかで無理のない勾配の採用、車いす使用者や乳幼児連れの人などが利用できるトイレの設置等、すべての人が安全に安心して利用できる公園として整備
- 地域活性化: 地域資源の利用による地域の活性化、周辺観光地や歴史等の情報発信

C: 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

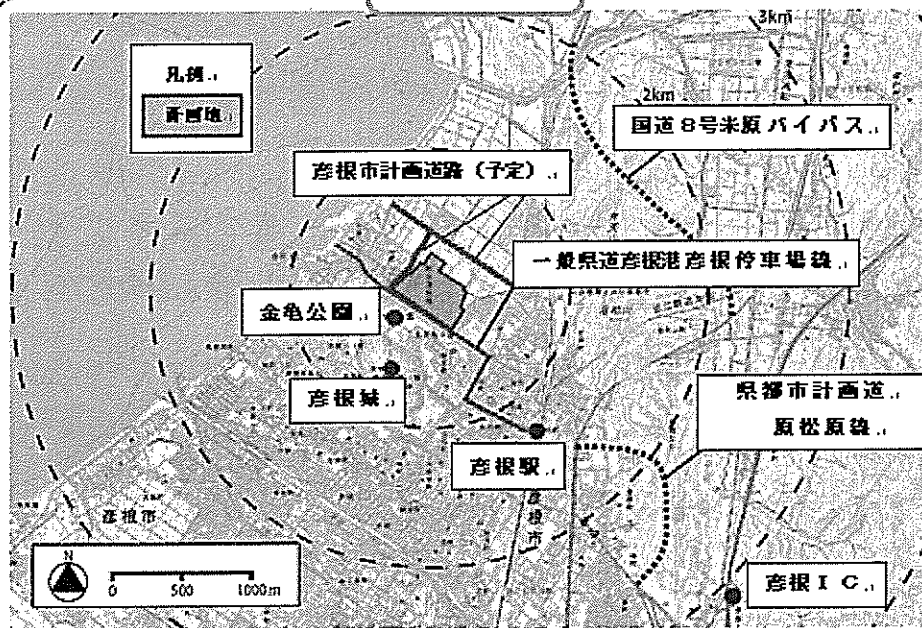
世界遺産登録を目指す彦根城など歴史的・文化的な景観に調和した公園を整備する。また、公園整備にあたり、周辺の住環境に配慮した施設計画に取り組む。

- 彦根城のシンボル軸: 「国宝彦根城」を正面にしたシンボル軸の形成
- 歴史性を踏まえた施設づくり: 城下町や宿場町の伝統、旧松原内湖や百間橋などの歴史的背景を踏まえた次世代につながる地域の誇りとなるよう施設整備に配慮
- 緑の緩衝空間: 陸上競技場等の圧迫感や、生活環境への影響の緩和のため、植樹による緩衝空間を確保
- 自然素材の活用: 滋賀県産木材などの自然素材・地域資源を活用し、地域の風土に調和した施設を整備

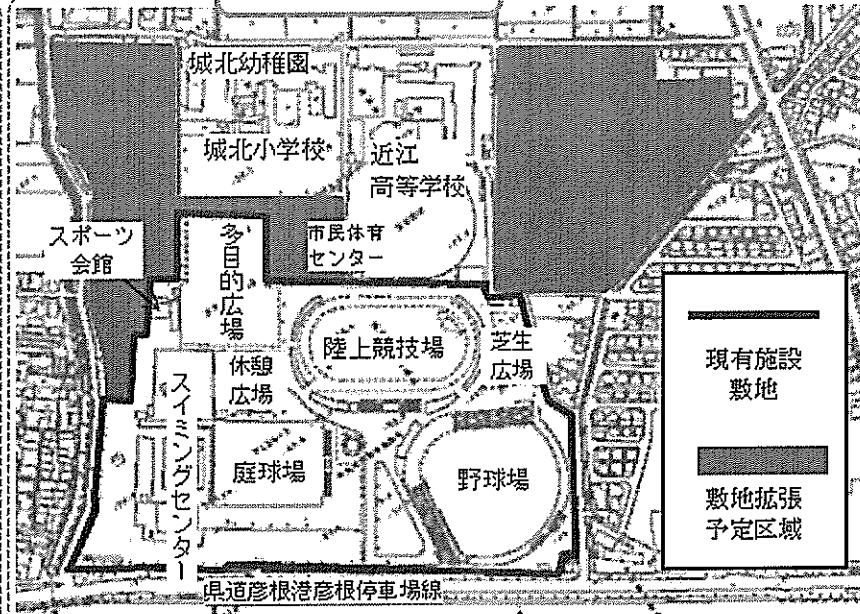
ABCより

現有施設敷地(約14ha)と隣接地約8haを加え、全体約22haまで敷地を拡張

位置図



現有施設



施設配置図 (ゾーニング図) 案



◆交通アクセス

- 彦根駅から計画地まで約1.6km、車約4分、徒歩約20分
- 彦根ICから計画地まで約2.9km、車約7分
- ※周辺では、国道8号の米原バイパス、(県都市計画道路)原松原線の2路線の整備計画のほか、彦根市において計画地の北側、西側で2路線の道路整備が検討されている。

◆周辺の土地利用

- 計画地周辺は干拓による埋立地。
- 計画地の東側・西側・南側は道路河川に隣接し、住宅地や彦根城・金亀公園が立地。北側は幼稚園、小学校、高校、市体育館が立地のほか、農地が広がり、一部宅地が点在。

- 敷地面積：14ヘクタール
- 第2種陸上競技場：400m×8コース、6,000人収容
- 野球場：10,000人収容
- 庭球場：競技用砂入り人工芝12面、500人収容
- スイミングセンター：屋外50mプール、25mプール、飛び込みプール
- 多目的広場：陸上競技場のサブグラウンド、各種スポーツ大会に使用
- スポーツ会館(宿泊可能)：洋室8室(8人部屋)、和室1室(13人部屋)
- 駐車場：680台駐車可能
- その他：休憩広場、芝生広場、園路、エントランスなど

- 敷地面積：22ヘクタール
- 第1種陸上競技場：400m×9レーン、フィールド内はサッカー等多目的利用可能、収容人数：15,000～20,000人、(風向、日照、眺望等の観点から南側道路に対し垂直に配置)
- 第3種陸上競技場：400m×8レーン、フィールド内はサッカー等多目的利用可能
- 野球場：現有施設を存置(10,000人収容)
- 駐車場：公園内に分散配置
- その他施設：例えば、庭球場、多目的広場、休憩所、芝生スペース、緑地(周辺住宅や学校施設との間に緑地緩衝帯を配置、公園内に植樹し景観保全に配慮)、ジョギングコース(健康づくり)、エントランス広場(彦根城への眺望を確保)など

公園整備スケジュール

懇話会での検討、地元自治会への説明、県民のみなさんからの意見募集などを経て公園整備基本構想を策定、その後、各施設の内容等をまとめ、公園整備基本計画を策定する予定。その上で、次のスケジュールをもとに公園整備を着実に進めていきます。

作業項目	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年	H36年
	(10年前)	(9年前)	(8年前)	(7年前)	(6年前)	(5年前)	(4年前)	(3年前)	(2年前)	(1年前)	(開催年)
都市公園計画・設計	基本構想・基本計画 ～基本設計～実施設計										
基盤整備ほか				既存施設解体・基盤工事 ・その他公園施設工事							
施設整備			施設設計		建築工事						
										供用開始↓リハーサル大会開催	第24回全国障害者スポーツ大会開催 第79回国民体育大会

今後の主な課題

- 関係法規制等への対応：地盤の高さや建物の構造、デザインなどの工夫により周囲の景観の負担にならないよう第1種陸上競技場の高さを検討。公園整備に適した用途地域の変更等、彦根市と協議。軟弱地盤への対策の検討。
- 景観への配慮：施設の配置計画や施設の規模、デザイン、色彩などの検討過程で景観や眺望に配慮。陸上競技場などの建物の圧迫感の軽減のため、公園一帯を樹木で覆うなど工夫を検討。彦根城の世界遺産登録への取り組みに配慮し、建物の形状や意匠、色彩などを検討。
- 適正規模の検討：適正規模による施設整備の検討
- 交通計画の検討：彦根市が検討している計画地周辺の道路改修等の計画との整合。国体開会式時、交通渋滞の回避のための道路管理者・警察等と協議。
- 地域住民の理解：公園整備や敷地拡張に関して、地域住民の皆さんや地権者の皆さんに説明し理解を得るよう努める。
- 企業との連携の取り組み：ネーミングライツの導入をはじめ、施設整備や管理運営の面で民間のノウハウや創意工夫の活用を検討。
- 住民参画と地域づくり：国体終了後のまちづくりにもつながるよう、地域に親しまれる公園づくりに向けた住民参画のあり方について検討。記念植栽、手形陶板など住民の皆さんが気軽に参加でき、愛着を持って施設を利用できる取り組みを検討。美化活動に対するサポーターを募るなど公園運営への住民の皆さんの参画を進める取り組みを検討。

別添2

(仮称) 彦根総合運動公園整備

基本構想(案)

平成27年1月

滋賀県

<目 次>

第1章. 基本構想の背景	P1-1
1-1 基本構想策定の趣旨	P1-1
1-2 計画地の概要	P1-1
第2章. 公園整備の基本的な考え方	P2-1
2-1 公園のイメージ	P2-1
2-2 公園整備の基本的な考え方	P2-1
第3章. 計画条件の整理	P3-1
3-1 公園整備の前提条件	P3-1
(1) 現状把握	P3-1
(2) 上位関連計画の整理	P3-5
(3) 既往資料の整理	P3-7
3-2 公園整備のポイント	P3-14
第4章. 基本方針の検討	P4-1
4-1 基本方針の検討	P4-1
第5章. 施設計画等の検討	P5-1
5-1 敷地拡張の検討	P5-1
5-2 導入施設の検討	P5-1
(1) 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化	P5-1
(2) 国体開催後も世代をこえて人々に愛着を持って利用される 多様な機能を備えた公園整備	P5-3
(3) 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備	P5-5
(4) 公園内に導入を検討している施設 【再掲、まとめ】	P5-6
第6章. 事業化の検討	P6-1
6-1 公園整備スケジュールの検討	P6-1
6-2 今後の主な課題	P6-1
資料	
1 (仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要	資料 P1
2 国体検討懇話会 検討結果報告書(平成25年1月7日 国体検討懇話会)	資料 P2
3 第79回国民体育大会開催基本方針 (平成25年10月31日開催・第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第1回総会決定)	資料 P4
4 第79回国民体育大会主会場(開・閉会式場および陸上競技会場)選定評価報告書 VIII 評価の総括～主会場選定(案)～ (平成26年5月 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会)	資料 P5
5 上位関連計画の概要	資料 P6

第1章 基本構想の背景

1-1 基本構想策定の趣旨

昭和56年(1981年)に開催された『びわこ国体』以来43年ぶりとなる第79回国民体育大会が平成36年(2024年)に滋賀県で開催されるにあたり、県内には「国民体育大会施設基準((公財)日本体育協会)」に適合した開・閉会式を開催できる施設がなく、開・閉会式場を兼ねる陸上競技場(以下「主会場」という。)の確保が喫緊の課題となっています。

平成26年5月、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会常任委員会において、「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的に評価され、主会場が滋賀県立彦根総合運動場(滋賀県彦根市松原町地先)に決定されました。

この主会場の決定に先立って、平成24年度に開催された国体検討懇話会での検討や、平成25年10月に滋賀県開催準備委員会で決定された「大会開催基本方針」では、施設整備にあたっては『国体後も多くの人々が利用できる多様な機能を持つ施設』であることと整理されています。主会場の決定においても、こうした趣旨に沿うとともに、現有施設の規模や周辺地域の特性への対応として、現有施設の敷地拡張や軟弱地盤に対応し、周辺地域が有する歴史性・文化性との調和を図りながら、また、地元彦根市との連携、協力のもと、施設を整備することが重要との意見が付されました。

現在の彦根総合運動場には第2種陸上競技場しかなく、主会場の施設基準を満たす第1種陸上競技場を備えた都市公園として再整備する必要があることから、公園の理念、公園としての機能や整備のイメージ等の公園整備の基本的な方向について、外部有識者による公園整備計画検討懇話会で各専門的見地からご意見をお聞きしながら、本県の考え方を(仮称)彦根総合運動公園整備基本構想(案)として整理しました。

1-2 計画地の概要

(仮称)彦根総合運動公園の計画地の概要は次のとおりです。

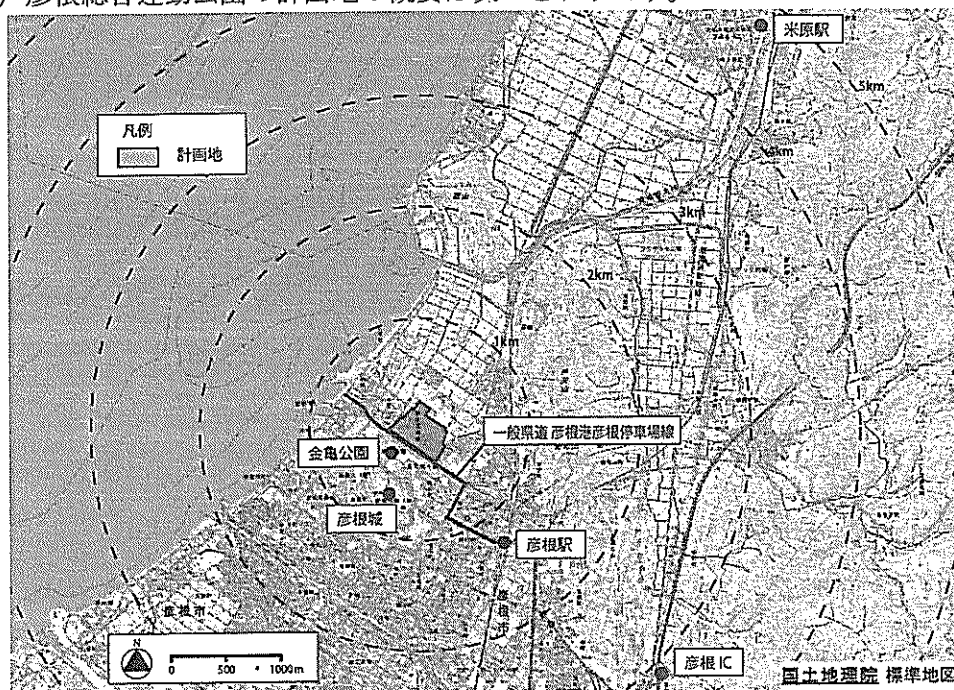


図 1.1 計画地位置図

表 1.1 (仮称)彦根総合運動公園計画地の概要

所在地	滋賀県彦根市松原町 3028 (滋賀県立彦根総合運動場)
敷地面積	140,074 m ²
都市計画法	用途地域：第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率：60%/容積率：200%) 彦根城風致地区
交通機関	鉄道：彦根駅から約 1.6km 徒歩約 20 分 車：彦根 IC から約 2.9km 車で約 7 分

第2章 公園整備の基本的な考え方

2-1 公園のイメージ

現在の彦根総合運動場を第1種陸上競技場を備えた都市公園として再整備するにあたって、再整備後の（仮称）彦根総合運動公園を次のとおりイメージして整備を進めます。

◆体力・健康づくり、夢育での場

広く県民が日常的に気軽にさまざまなスポーツを楽しめ、生涯にわたって体力・健康づくりの場として持続的に活用できるとともに、滋賀の次世代を担う子どもたちや若者たちが、スポーツを「する」「みる」「支える」ことにより、夢を育てる場としても活用できるような公園

◆多様な主体の交流の場

世代や性別、障害の有無などを問わず、一人ひとりが思いやりや信頼の心をもって、スポーツを「する」「みる」「支える」といった機会を通じて人と交流することにより、多様な価値観を認め合い、コミュニティの形成や活動の輪が広がり、豊かな生活を営むことができる共生社会の実現へとつなげていけるような公園

◆歴史・文化などとの触れ合いの場

彦根城や琵琶湖に近接している場で、歴史、文化、地形の変遷などの地域特性や自然に触れることにより、一人ひとりが感動や喜びを感じ元気になり、そして、地域のにぎわいへとつなげていけるような公園

2-2 公園整備の基本的な考え方

上記の公園のイメージを踏まえ、（仮称）彦根総合運動公園の再整備における公園整備の基本的な考え方は次のとおりとします。

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観等と調和を図りながら再整備します。

第3章 計画条件の整理

3-1 公園整備の前提条件

(1) 現状把握

1) 施設の概要

彦根総合運動場は、県民の心身の健全な発達とスポーツの普及振興を図る目的で設置され、県内唯一の県立の総合運動施設として、県民のスポーツの拠点となっています。

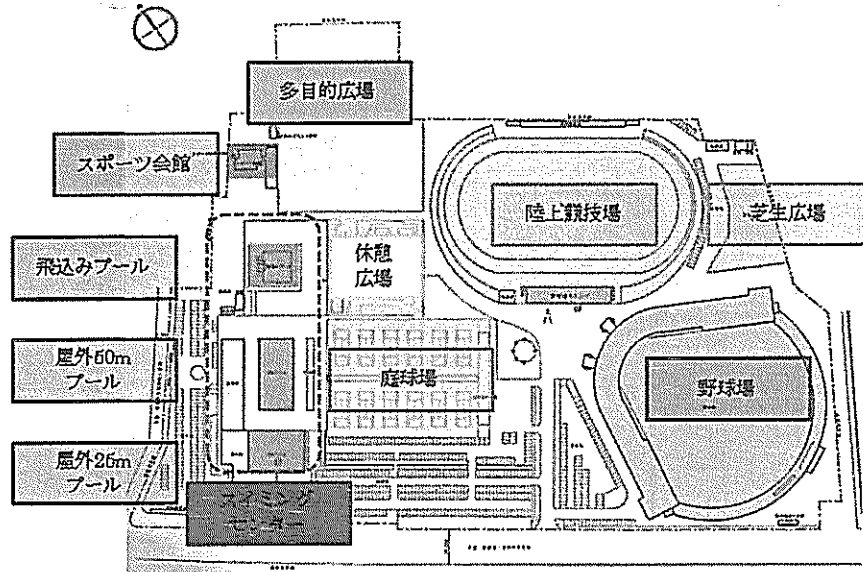


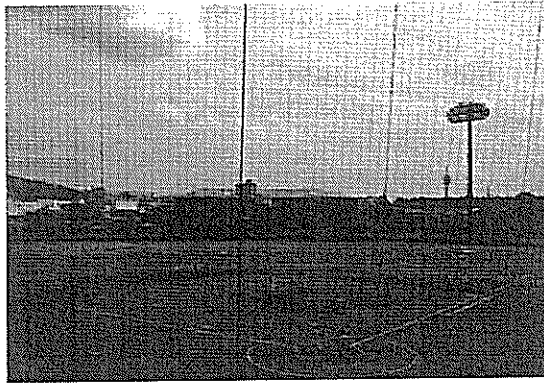
図 3.1 県立彦根総合運動場・施設配置図

各施設の概要は次表のとおりです。

表 3.1 彦根総合運動場・施設概要

施設	概要
陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模：25,405 m² 第2種公認 400m×8 コース、全天候型舗装 6,000 人収容 (メインスタンド：約1,100人、サブスタンド(芝生)：約4,900人)
野球場	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模：24,688.15 m² グラウンド中堅122m、両翼99m 10,000 人収容 (内野スタンド：約6,000人、外野芝生スタンド：約4,000人)
庭球場	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模：9,733 m² 競技用砂入り人工芝コート 12面 500 人収容
スイミングセンター	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模：12,195 m² 屋外公認50m プール 9 コース 410 人収容 屋外公認25m プール 7 コース 公認飛び込みプール 飛び板 高飛び5m、7.5m、10m
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模：14,000 m² 陸上競技場のサブグラウンドおよび各種スポーツ大会、運動会に使用
スポーツ会館	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模：492.26 m² 宿泊室：洋室8室(8人部屋)、和室1室(13人部屋) 食堂(自炊)
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 駐車台数：680 台
その他	<ul style="list-style-type: none"> 休憩広場、芝生広場、園路、エントランスなど
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 140,074 m²

■現地写真



野球場（内観）



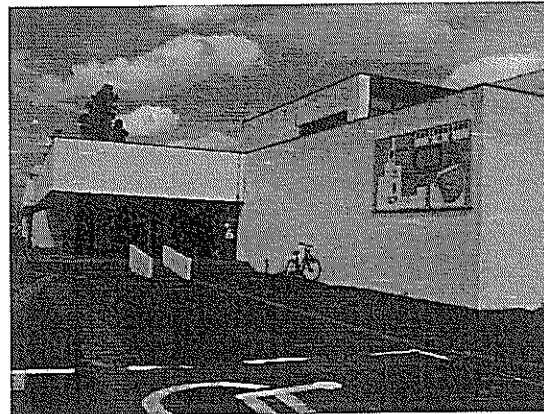
野球場（外観）



庭球場



多目的広場



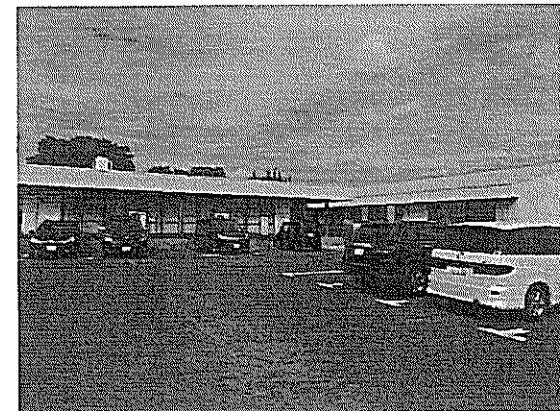
スイミングセンター（外観）



スイミングセンター（飛込）



陸上競技場



スポーツ会館

2) 利用状況等の整理

彦根総合運動場の利用状況および施設整備等を次表のとおり整理しました。

表 3. 2 施設利用状況等

	年間利用人数	施設整備年度・改修履歴等
彦根総合運動場 陸上競技場全体	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度：245,065 人 過去 5 年間平均：228,257 人 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 14 年「県営彦根運動場」として竣工
陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度：76,376 人 過去 5 年間平均：63,643 人 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 14 年 開設 昭和 44 年 第 2 種陸上競技場公認 昭和 52 年 全天候型舗装完成
野球場	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度：23,898 人 過去 5 年間平均：26,267 人 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 34 年～37 年 改修 平成 5 年 改修
庭球場	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度：36,587 人 過去 5 年間平均：38,503 人 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 53 年 竣工 (10 面) 平成 8 年 改修、管理棟新築 (12 面)
スイミング センター	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度：28,184 人 過去 5 年間平均：27,201 人 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 49 年 竣工 昭和 52 年 飛込プール竣工 平成 20 年 スイミングセンター 上屋解体
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度：57,292 人 過去 5 年間平均：48,752 人 	
スポーツ会館	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度：(宿泊) 1,850 人 過去 5 年間平均：(宿泊) 2,215 人 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 52 年 竣工
施設運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 4 月より、指定管理者として、財団法人滋賀県体育協会が施設運営 (3 年間) 平成 21 年 4 月より、再度指定管理者として、財団法人滋賀県体育協会が施設運営 (5 年間) 	

3) 立地条件等の整理

彦根総合運動場の交通アクセスや周辺土地利用状況は下図のとおりです。

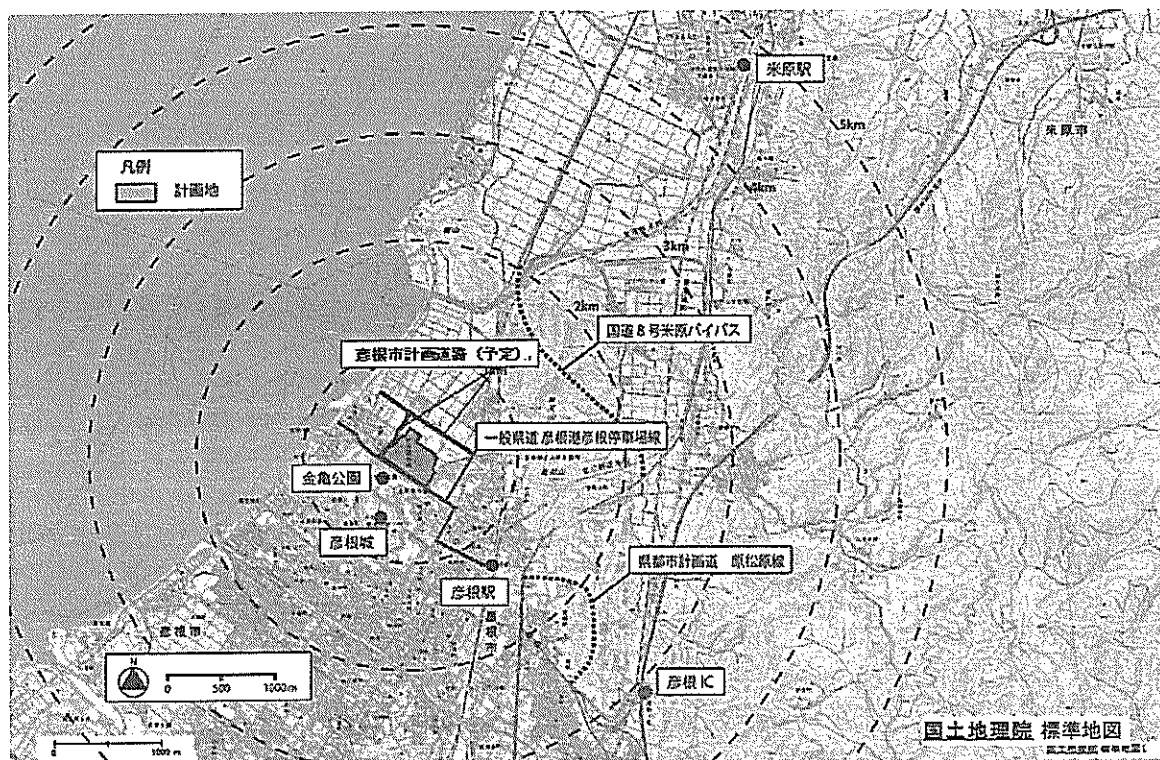


図 3.2 計画地位置図

①交通アクセス

- ・米原駅から計画地まで約 7.3km、車で約 11 分
- ・彦根駅から計画地まで約 1.6km、車で 4 分、徒歩約 20 分、バス運行本数（平日：6 本/日、土日祝日：4 本/日）
- ・彦根 IC から計画地まで約 2.9km、車で約 7 分

※周辺では、国土交通省事業として国道 8 号の米原バイパス(供用時期未定)、県都市計画道路事業で原松原線(H31 年供用予定)の 2 路線の整備計画があるほか、彦根市において計画地の北側、西側で 2 路線の道路整備が検討されています。

②周辺の土地利用

- ・計画地周辺は、干拓による埋立地に位置しています。
- ・計画地東側・西側はともに市道と河川に隣接し、さらに住宅地域が広がっています。
- ・計画地南側は彦根港彦根停車場線と旧彦根港湾を挟んで彦根城・金亀公園が立地しています。
- ・計画地北側に幼稚園・小学校・高校・市体育館が立地しているほか、農地が広がり、一部宅地が点在しています。

(2) 上位関連計画の整理

公園整備にあたり、計画地およびその周辺地域に関連している滋賀県・彦根市等におけるまちづくりや防災などに係る諸計画について整理しました。

表 3.2 関連計画の整理

種 別	関連計画等	関連計画の概要
都市計画法	①彦根長浜都市計画 (平成 24 年 3 月滋賀県)	■都市景観形成と保全に関する方針 商業地・工業地・住宅地などの適正な用途確保と配置・誘導を図る目的で、彦根市は、中心商業地に位置づけられている。本都市計画区域は伝統的なまちなみ景観や、豊かな自然・歴史・文化資源を有しており、これらの保全と調和するまちづくりを推進する。 (詳細は、参考資料 P6 参照)
	②彦根市都市計画マスタープラン (平成 19 年 3 月彦根市)	■土地利用の方針 彦根港、金亀公園および総合運動場周辺地域一体を彦根市の観光・レクリエーション系(ゾーン)の拠点として位置づけ、その利活用を図る。 (詳細は、参考資料 P7 参照)
景観法	③彦根市景観計画 (平成 19 年 6 月彦根市)	計画地は市街地景観形成ゾーンに属し、一部城下町景観形成地域に入っている。 (詳細は、参考資料 P8 参照、規制に関しては P3-11 参照)
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	④彦根市歴史的風致維持向上計画 (平成 23 年 3 月彦根市)	歴史的風致の維持・向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域を重点区域として指定する。 計画地の一部が重点区域に含まれている。 (詳細は、参考資料 P10 参照)
その他	⑤彦根市緑の基本計画 (平成 18 年 3 月彦根市)	計画地の周辺では、緑の将来像の設定が行われている。 (詳細は、参考資料 P11 参照)
	⑥彦根城世界遺産暫定一覧表記載資産準備状況における計画地の位置づけ (彦根市)	平成 4 年より世界遺産暫定一覧表記載資産となっており、現在も世界遺産登録を目指している構成資産「彦根城」の北側に隣接するかたちで位置している。 世界遺産は、構成資産と緩衝地帯(構成資産の資産価値を保全するために開発を規制する地域)で構成されている。 (詳細は、参考資料 P12 参照)

<p>⑦滋賀県スポーツ推進計画 (平成 25 年 3 月滋賀県)</p>	<p>すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指す。 (詳細は、参考資料 P13 参照)</p>
<p>⑧滋賀県地域防災計画 (平成 25 年度滋賀県)</p>	<p>彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況 ○滋賀県緊急輸送ネットワーク 計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。 ○滋賀県緊急消防援助隊受援計画 ・陸上競技場：飛行場外離着陸場 ・彦根総合運動場：宿営可能場所（屋外） ・スポーツ会館：宿営可能場所（屋内） に指定されている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)</p>
<p>⑨彦根市地域防災計画 (平成 25 年度彦根市)</p>	<p>彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況 ○緊急輸送ネットワーク 計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。 ○災害用ヘリポート 計画地内多目的広場・陸上競技場が指定されている。 ○一時避難場所 計画地内スイミングセンターが指定されている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)</p>
<p>⑩東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画 (中央防災会議・平成 19 年 3 月 20 日)</p>	<p>非被災地域から被災地域へ物資を輸送する広域物資拠点に本運動場が指定されており、食料・約 21 万食等が輸送される計画となっている。 (詳細は、参考資料 P14 参照)</p>

なお、彦根長浜都市計画は平成 28 年に見直し予定、彦根市都市計画マスタープランは、平成 26 年・27 年に見直しが行われ、彦根市緑の基本計画も平成 28 年、東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画については平成 26 年度に見直し予定となっています。

また、新たに彦根市都市交通マスタープランが平成 27 年度に策定される予定です。

(3) 既往資料の整理

1) 国体開催までの背景

国体開催に向けてこれまで検討を進めてきた事項等を次のとおり整理しました。

- ① 国体検討懇話会 検討結果（関係部分）
- ② 第 79 回国民体育大会開催基本方針
- ③ 第 79 回国民体育大会主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書
（平成 26 年 5 月 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

①国体検討懇話会 検討結果

平成 24 年度に開催された国体検討懇話会では、滋賀で国体を開催する「意義」を、5 つの育て（「夢育て」、「スポーツの推進・健康育て」、「人育て」、「地域育て」、「滋賀のファン育て」）にあることに加え、目標の一つとして、「滋賀の未来に負担を残さない国体」を挙げ、施設の整備には、“民間活力の導入も視野に入れ、必要性や規模を十分検討し、国体後も持続可能な施設”とすること、また、“環境にも配慮した防災等多目的に使用できる施設”とするよう提言がなされました。

さらに、国体開催にあたっての課題として、“国体後も多くの人々が利用できる多機能性を持つ施設を検討”することや、“全国障害者スポーツ大会も視野に入れた整備を行う必要がある”ことなどが指摘されました。

②第 79 回国民体育大会開催基本方針

平成 25 年 10 月 31 日に開催された第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第 1 回総会で決定された「大会開催基本方針」では、次代を担う人材育成や真心が通い合う郷土づくり、スポーツを楽しむ環境づくりや健康・体力の保持増進、競技力の向上といった国体を契機としたスポーツの推進のほか、実施目標においては、地域の活性化や、若者や女性の参画、大会運営の簡素化・効率化の徹底、施設整備の面では大会終了後の持続的な活用かつ防災等多目的に使用できる施設の整備等が掲げられています。

③第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書
 （平成 26 年 5 月 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

彦根総合運動場が主会場として選定されました。

表 3.3 主会場選定の評価結果

項目	評価
交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線を含む交通アクセスが有利で、彦根駅から徒歩圏内である。 ・Ｊリーグを念頭に置くと公共交通機関（電車）のアクセスは重要。
多様な主体による多目的利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性がよく、多様な人々が日常的に利用可能な施設。 ・将来にわたって継続的に多くの方のスポーツの利用のほか、多目的な活用も見込める。 ・近くに琵琶湖、国宝彦根城を望む位置での主会場は、滋賀の認知度を上げる施設となる。 ・滋賀県のスポーツ推進の中核施設として機能強化。 ・存置要望の高い野球場は存置する。
周辺の集客施設との相乗効果が見込める	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から徒歩圏内であること、彦根城を中心として観光名所や地場産業が定着しており、それらと連動させることで、人の流動化や、地元への経済的、社会的効果が期待できる。 ・市街地や文化資源に隣接し、市街地への直接的な整備効果が期待できる。地域経済活性化の効果が高い。
現在の防災機能と整備に伴う影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国体主会場として、交通（道路）アクセスや通信を含むライフライン等が整備されることにより、防災拠点としての機能増強が期待できる。
宿泊施設や輸送・交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技会の開催での宿泊者数（2,700人）を超える宿泊定員。 ・公共交通機関や臨時駐車場、宿泊施設等からのシャトルバス等による運行計画の立案が可能である。
事業化に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地買収による敷地拡張が必須となる。 ・周辺家屋への配慮や地盤改良等、必要に応じた対策が必要である。 ・用途地域の変更、高さ規制の特例を認めることによる、計画地周辺の景観や環境に及ぼす影響や世界遺産登録への影響を慎重に検討を行う。 ・将来のＪリーグ規格対応の可能性に配慮しつつ、国体に向けて最低限の施設整備に留め、仮設等による対応も検討を行う。

出典：「第 79 回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書」

2) 導入機能の整理

①国体時における導入機能等の整理

国体では、開会式開催時に、選手団をはじめ、大会役員、招待者など多数の参加者の見込みを踏まえ、開催会場として必要な機能を次の表のとおり整理しました。

表 3.4 導入機能（国体時）

必要となる空間	利用者（人数）	想定面積	空間イメージ等	必要性
式典会場・第1種陸上競技場（メインスタジアム）	選手・監督 観覧者、大会関係者	最大で 40,000 m ²	・開会式時には仮設席を含み固定席で最大15,000席を確保 （式典音楽、合唱者席、視界不良席等を除く） ・想定される客席数や、防災備蓄倉庫の機能を持つ以下の施設の規模を参考とする。 三木総合防災公園（兵庫県） 固定席＋芝生席合計20,000人 39,424 m ² 熊谷スポーツ文化公園（埼玉県） 固定席15,400人 39,787 m ²	◎
第3種陸上競技場（サブトラック）		17,000 m ² ～	・入場行進前の選手団が整列する待機所として利用 ・陸上競技時には練習会場として利用	◎
選手団待機所	選手・監督 （最大 5,000人）	10,000 m ² ～	・入場行進に備え、選手団が整列し待機するスペース ※先催県の多くは補助競技場を活用	◎
選手団控所		5,000 m ² ～	・各県選手団の拠点スペース（荷物置き場、着替場所等）	◎
式典前演技者・オープニング出演者待機所	式典前演技者・オープニング出演者 （最大 5,000人）	10,000 m ² ～	・式典前演技者、オープニング出演者が出番直前に待機する場所 ・式典会場（開・閉会式会場）に近接している必要がある。 ・式典会場に近接しており、十分なスペースが確保できるときには、控所と兼ねることを想定する。	◎
式典前演技者・オープニング出演者控所		12,000 m ² ～	・式典前演技者、オープニング出演者が待機所移動前に準備等を行う控所 ・幅広い年齢層の出演者が長時間（3～4時間程度）待機する必要があるため、屋根や椅子の確保が必要 ※先催県では、会場内の施設（体育館等）や近隣の学校等公共施設、隣接したホテルの宴会場等にて確保	○
駐車場	大会運営者（実施本部員の約半数）	10,000 m ² ～	・実施本部員車両駐車場	◎
	バス乗降・転回場	10,000 m ² ～	・選手団の移動（特に「全国障害者スポーツ大会」）を考慮すると、会場内に確保することが望ましい。	○

必要となる空間	利用者(人数)	想定面積	空間イメージ等	必要性
駐車場	乗用車(実施本部員、大会役員、特別招待者等) 計画バス(選手団、式典関係者等) シャトルバス利用者の駐車場(一般招待者、観客等)	90,000～ 120,000 m ²	・会場外で確保している例が多い	△
おもてなし空間		10,000 m ² ～	・国体スポンサー関連店のブース(必須) ・開催県のPR・物産販売や飲食ブース	○
保安観察場(セキュリティチェックゲート)	開会式の全来場者	6,000 m ²	・ID管理、手荷物検査所 ・式典会場入場口前アプローチに設置することが望ましい	◎
諸室	大会役員、行幸啓関係者	-	・第1種陸上競技場(スタンド)内に確保可能	◎
大会実施本部ほか	実施本部員(県職員等)、報道関係者	1,000 m ²	・実施本部員や報道関係者の詰所、実施本部倉庫等 ・会場内にプレハブ等で設置している例が多い	◎

体育館(荒天時対応)	最小限の参加で開会式開催が可能なスペース	1,500 m ² ～	・先催県の例から、体育館でなくてもよい ・必ずしも同一敷地内になくてもよい	△
投てき練習場	陸上競技投てき競技者	7,500 m ² ～	・会場内での整備は必須ではない(日本陸連公認第1種陸上競技場の要件ではない) ・ただし、近接した場所に確保することが必要	△

※敷地内確保必要性：「◎」必須>「○」会場内または隣接地必須>「△」会場外でも可

出典：「第79回国民体育大会 主会場(開・閉会式場および陸上競技会場)選定評価報告書」

②国体後の導入機能等の整理

国体終了後は運動公園として日常的に利用される視点から、導入する機能等を次の表のとおり整理しました。

表 3.5 導入機能（国体後）

用途等	利用イメージ等	必要性	
第1種陸上競技場 (メインスタジアム)	<ul style="list-style-type: none"> ・球技場（サッカー、ラグビー等）としても活用 ・第1種陸上競技場 15,000人以上（うちメインスタンドは7,000人程度で屋根付き） ※参考：サッカーJリーグ観客数（固定席）基準 J1 15,000人以上、J2 10,000人以上、J3 5,000人以上 (新設の場合) J1 20,000人~40,000人、J2 15,000人~20,000人、 J3 5,000人~15,000人 ・スタンド下を防災備蓄倉庫として活用（例：三木総合防災公園、熊谷スポーツ文化公園） 	◎	
第3種陸上競技場 (サブトラック)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップに使用） 	◎	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な運動公園利用者のために必要な台数を想定し確保 	◎	
その他 運動施設	テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園として求められる機能や、日常的な利用見込みを検討のうえ、面積等の条件を勘案し設置 	△
	野球場		△
	球技場		△
	プール		△
	体育館		△
	多目的グラウンド		△
	投てき練習場	※日本陸連公認第1種陸上競技場の要件ではないが、大規模競技会では主競技場の至近に設置	△
その他施設	進入路や管理用通路等	<ul style="list-style-type: none"> ・公園としての機能に必要不可欠な施設 	◎
	オープンスペース (芝生・緑地等)	<ul style="list-style-type: none"> ・うるおいや安らぎの創出 ・法令等による制限に伴い必要とされる空地、緑地としてカウントするためにも必要 	○
法令等による制限	建築面積率（建ぺい率） (都市公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・12%（通常建ぺい率2%+特例建ぺい率10%（運動施設）） 	◎
	運動施設面積率 (都市公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の50%を超えてはならない 	◎

※敷地内確保必要性：「◎」必須>「○」あることが望ましい>「△」条件が許せば導入

出典：「第79回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書」

3) 関連法規制の整理

(仮称)彦根総合運動公園整備に向けて、関連法規制と不適格等への対応を次表のとおり整理しました。

表 3.6 関連法規制の整理

種 別		法規制等	法規制等への対応
都市計画法	用途地域	第1種中高層住居専用地域(容積/建ぺい:200/60)	用途地域の変更について彦根市と協議します。
	風致地区	彦根城風致地区(高さ15m、建ぺい40、壁面後退)	高さ規制等については、建築物の高さを抑える工夫の検討を行い、必要に応じて彦根市と協議します。
	都市公園	都市公園として整備	都市計画決定の手続きを実施します。
景観法	景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ●城下町景観形成地域 【外町地区】住居系高さ12m、商業・工業系高さ15m 眺望、位置、形態・意匠、色彩、素材等に行為の制限事項あり ●市街地景観ゾーン 眺望、位置、形態・意匠、色彩、素材等に行為の制限事項あり ※規制は彦根市景観条例で実施 	高さ規制については、建築物の高さを抑える工夫の検討を、その他の規制については景観への影響を緩和する眺望・形態・意匠・色彩・素材などの検討を彦根市と協議します。
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致維持向上計画	重点区域 (計画地内において、歴史的風致形成建造物の指定や行為の規制等なし)	
県条例	環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園として整備する場合、土地の形状を変更する面積が20ha以上の場合に該当 ・都市計画法に規定する第2種特定工作物等の増設に係る敷地面積が20ha以上の場合に該当 	(環境影響評価条例に該当しませんが、生活環境調査を実施します。)
都市公園法	建築面積率(建ぺい率)	12%以下	敷地拡張で対応します。
	運動施設面積率	50%以下	敷地拡張で対応します。
	緑化面積率	目標30%以上	

出典:「第79回国民体育大会 主会場(開・閉会式場および陸上競技会場)選定評価報告書」

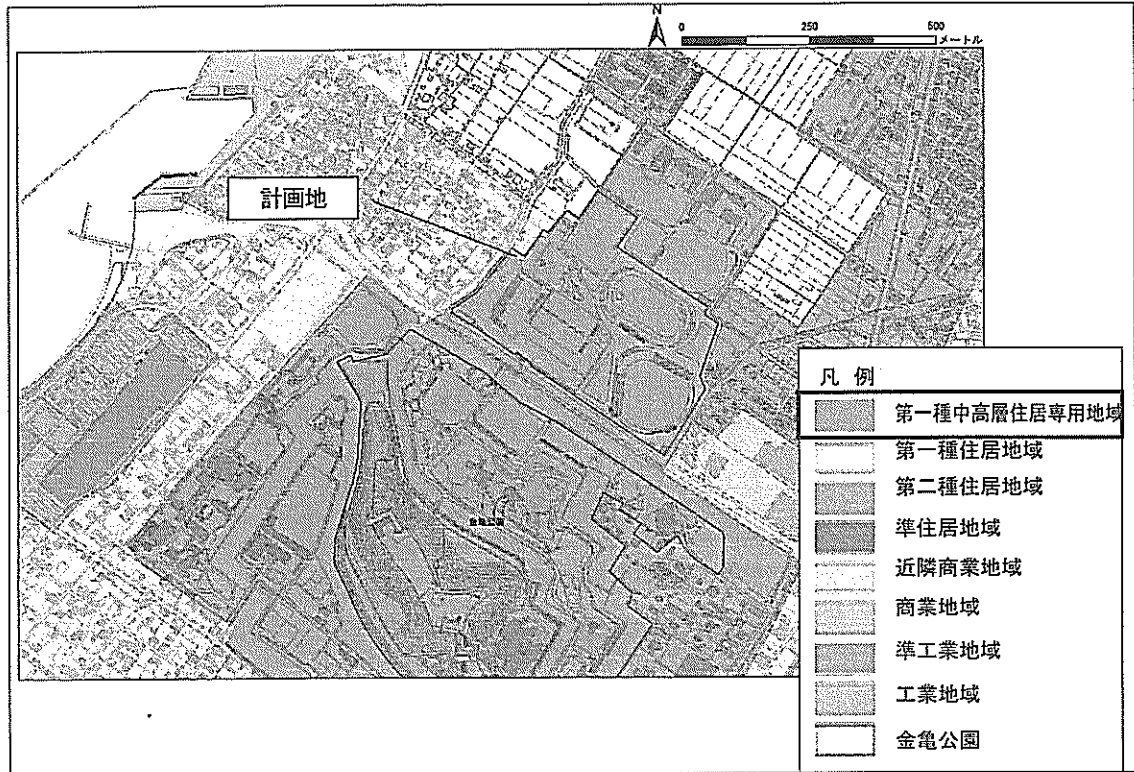


図 3.3 都市計画法・用途地域の状況

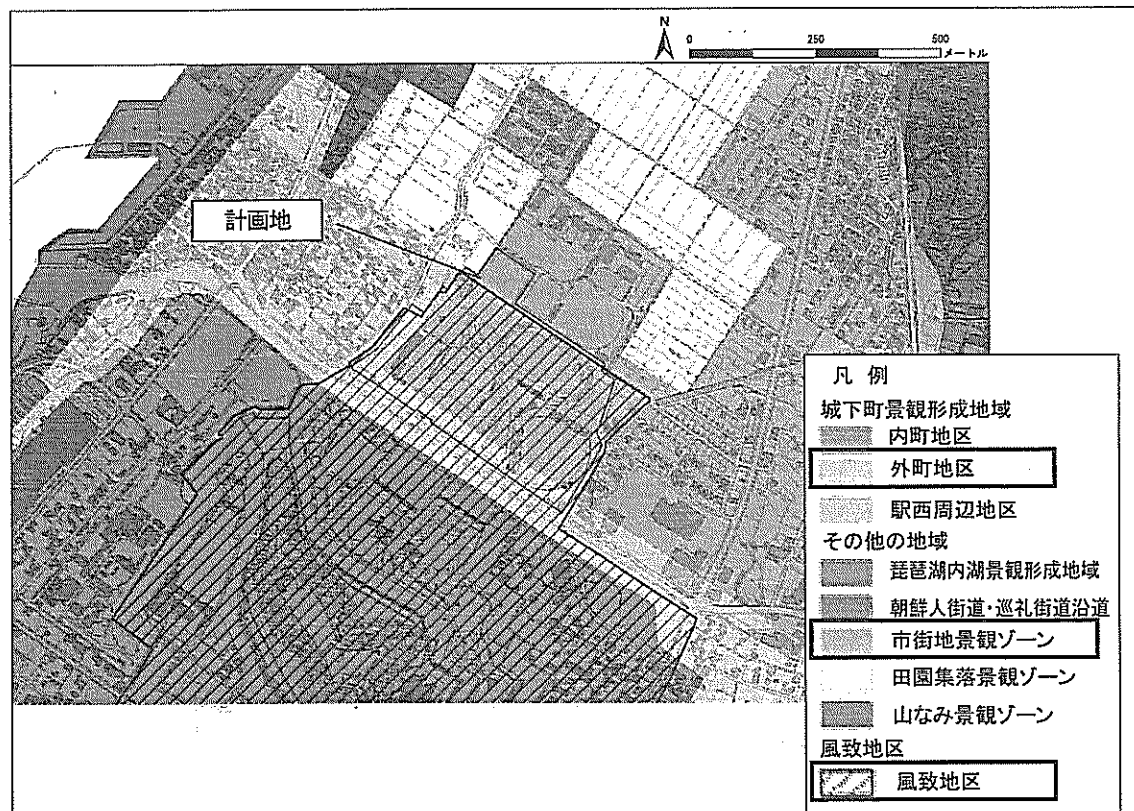


図 3.4 都市計画法・風致地区の状況

3-2 公園整備のポイント

公園整備の前提条件を踏まえて、公園整備のポイントを次の表のとおり整理しました。

表 3.7 公園整備のポイント

		公園整備のポイント
(1) 現状把握		・ 県民のスポーツ拠点としての魅力向上
		・ 交通アクセスの良さを活かした施設整備
		・ 周辺住環境への配慮
		・ 軟弱地盤の対策
(2) 上位関連計画		・ 伝統的なまちなみ景観や豊かな自然・歴史・文化資源への配慮
		・ 観光・レクリエーション系の拠点
		・ すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
(3) 既往資料の整理 〔国体検討懇話会・主会場選定専門委員会〕	1) 国体開催までの背景	・ 多様な人々が日常的に利用可能な施設
		・ 将来にわたって継続的に多くの方が多目的に利用
		・ 防災機能を含めた多機能性を有した施設整備
		・ 環境への配慮（自然再生エネルギーの活用）
		・ ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備
		・ 国体後を見据えた適正な規模での施設整備
		・ 民間活力の導入
		・ 敷地拡張
	2) 導入機能等の整理	・ 観光名所や地場産業との連動による地域経済の活性化
		・ 将来のJリーグ対応に向け拡張の可能性に配慮
3) 関連法規制の整理	・ 補助陸上競技場や周辺の駐車場および公共空間等を活用した国体主会場の施設計画	
	・ 関連法規制への対応	

第4章 基本方針の検討

4-1 基本方針の検討

公園のイメージおよび公園整備のポイントから公園整備の基本的な考え方を整理しました。

■公園のイメージ (P2-1再掲)

- 体力・健康づくり、夢育ての場
- 多様な主体の交流の場
- 歴史・文化などとの触れ合いの場

■公園整備の基本的な考え方 (P2-1再掲)

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観等と調和を図りながら再整備します。

		公園整備のポイント (P3-1.4再掲)
(1) 現状把握		・県民のスポーツ拠点としての魅力向上
		・交通アクセスの良さを活かした施設整備
		・周辺住環境への配慮
		・軟弱地盤の対策
(2) 上位関連計画		・伝統的なまちなみ景観や豊かな自然・歴史・文化資源への配慮
		・観光・レクリエーション系の拠点
		・すべての県民が身近にスポーツを楽しむ
(3) 既往資料の整理 (国体検討懇話会・主会場選定専門委員会)	1) 国体開催までの背景	・多様な人々が日常的に利用可能な施設
		・将来にわたって継続的に多くの方が多目的に利用
		・防災機能を含めた多機能性を有した施設整備
		・環境への配慮(自然再生エネルギーの活用)
		・ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備
		・国体後を見据えた適正な規模での施設整備
		・民間活力の導入
		・敷地拡張
		・観光名所や地場産業との連動による地域経済の活性化
	・将来のJリーグ対応に向け拡張の可能性に配慮	
	2) 導入機能等の整理	・補助陸上競技場や周辺の駐車場および公共空間等を活用した国体主会場の施設計画
	3) 関連法規制の整理	・関連法規制への対応

【公園整備のポイントを踏まえた公園整備の基本方針】

A: 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化
交通アクセスの良さを活かして、県民のスポーツ拠点として整備を行い、日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組む。また、周辺敷地を確保し施設を再整備する。

B: 国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備
だれもが気軽に、そして安全に安心して利用でき、健康づくりに寄与する公園を整備する。また、環境に配慮し、防災機能の強化を図るとともに、観光資源や地場産業との連携による地域活性化に寄与する公園を整備する。

C: 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備
世界遺産登録を目指す彦根城など歴史的・文化的な景観に調和した公園を整備する。また、公園整備にあたり、周辺の住環境に配慮した施設計画に取り組む。

第5章 施設計画等の検討

5-1 敷地拡張の検討

道路や河川などの公共物で分断されることなく、現有施設敷地（約14ヘクタール）と一体的に土地利用が可能な隣接地の約8ヘクタールを加え、全体として約22ヘクタールまで敷地を拡張する計画です。

5-2 導入施設の検討

(1) 【基本方針A】

国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化

国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化に向けて必要な運動施設等の整備について検討しました。

1) 第1種陸上競技場

①施設概要（案）

- ・400m×9レーン
- ・サッカー、ラグビー等として活用できる多目的利用が可能な第1種公認陸上競技場
- ・収容人数は、15,000人～20,000人収容（想定）
- ・施設規模は、先催県の2万人程度収容の第1種陸上競技場の規模を参考にします。
- ・風向を考慮して施設の長軸を南北方向（敷地南側の県道に対して垂直に配置）とし、西日を考慮してメインスタンドは西側に配置します。

表 5.1 参考事例（第1種陸上競技場）

	事例1	事例2	事例3
整備時期	2003年整備 (グラウンド 1957年開場)	2011年整備 (公園 1973年開園)	2013年整備 (公園 1964年整備)
収容人員	約20,000人 (固定席: 15,600人)	約20,000人 (固定席: 15,050人)	20,246人 (固定席: 20,246人)
施設規模	約3.5ha	約3.8ha	約3.6ha
最高の高さ※	30.7m	31.5m	23.197m
Jリーグ対応	Jリーグ(J2)のホームスタジアム	JFLのホームスタジアムの1つ	Jリーグ(J2)のホームスタジアム

※最高の高さは、メインスタンドの屋根の高さを示す。

2) 第3種陸上競技場

①施設概要（案）

- ・400m×8レーン
- ・第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップ）として利用
- ・トラック内のフィールドは、サッカー等に利用できる仕様
- ・施設規模は、先催県の第3種陸上競技場の規模を参考にします。

表 5.2 参考事例（第3種陸上競技場）

	事例1	事例2	事例3
収容人員	約 1,200 人 (固定席 1,200 人)	840 人 (固定席 840 人)	約 300 人 (固定席 : 300 人)
施設規模	約 2.8ha	約 2.1ha	約 2.2ha
使用可能競技	陸上競技、サッカー、ラグビー	陸上競技、サッカー	陸上競技、サッカー
その他	管理室、更衣室、トイレ	器具庫	管理室、器具庫、トイレ

3) 野球場

①整備時期が比較的新しいことから、現有施設は存置します。

4) 駐車場

①現況の駐車場

- ・常設駐車場：680 台
- ・大会時などは、多目的広場を臨時駐車場として活用（約 400 台）

②施設概要（案）

従前の駐車可能台数を参考にします。

5) その他運動施設（例）

a 庭球場

①現況の庭球場

- ・競技用砂入り人工芝コート：12 面
- ・スタンド収容人数：500 人

②利用状況

- ・中学、高等学校の各種大会の他、ソフトテニス全国高校女子研修大会（YONEX 杯）等の大会で利用されている。

③指定管理者、団体利用者の意見・要望

- ・公式大会の運営に最低限必要な面数は 12 面。
(金亀公園庭球場との併用利用もある。)
- ・スタンドが片側にしか面しておらず、通路部分に対戦する両チームが混在して応援している状態であり改善してほしい。
- ・屋根がないため、急な降雨に対応できない。

④整備の検討

- ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望等を踏まえ整備について検討します。



現況のテニスコート



現況のテニスコート・スタンド

b 多目的広場

①現況の多目的広場

- ・約 100m×約 140m (約 1.4ha)

②利用状況

- ・単独利用：少年軟式野球・ゲートボールの大会に利用されている他、高校・大学がサッカーに利用しています。
- ・併用利用：陸上競技場・野球場のウォーミングアップ用に利用しています。
- ・そのほか、臨時駐車場（約 400 台）として利用しています。



現況の多目的広場

③指定管理者、団体利用者の意見・要望

- ・幅広い年齢層に対応できる運動場として整備してほしい。

④整備の検討

- ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望を踏まえ整備について検討します。

c スポーツ会館

- ①施設利用状況や近隣の宿泊施設や交通アクセス等の事情のほか、先催県の主会場となった公園等における宿泊施設の設置状況を総合的に勘案し整備しないことにしました。

d スイミングセンター

- ①拡張可能な敷地に限りがあること、都市公園法に基づく運動施設面積率、建ぺい率の制約や、施設利用状況などを総合的に勘案し、プールの公園敷地内での設置は困難であるため、他所での再整備を検討します。

(2) 【基本方針B】

国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備に向けて必要な施設等を検討しました。

1) 休憩・交流

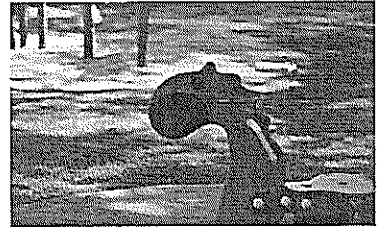
- ・人びとが集まって語り合えるコミュニティの場、自分の住んでいる地域への愛着を育む場として地域の人びとが日常から気軽に利用できる広場をつくります。
- ・エントランス広場には、並木の中にベンチを設置し、緑陰の中の休憩空間をつくります。
- ・第1種陸上競技場のメイン広場前には、集いや待ちあいの広場空間をつくります。



木陰にベンチを設置した事例

2) レクリエーション・健康づくり

- ・子どもからお年寄りまでさまざまな世代の人たちが日常的に安全に利用できる遊び場やレクリエーションの場をつくり、人々の健康づくりにつなげます。
- ・公園内のオープンスペースに樹木や花木を植え、人々が公園内を周遊することで、自然や季節を体感できる散策路・ジョギングコースなどをつくれます。



小さな子どもも楽しめる遊具を配置



植栽による彩りを演出

3) 防災

- ・大型車両等の搬出入スペースの確保など大規模災害時の広域陸上輸送拠点・広域物資拠点等の役割を検討します。
- ・再生可能エネルギーや蓄電池の活用などによる非常時の照明設備やかまどベンチの設置など大規模災害時の緊急的な役割を検討します。

4) 環境

- ・木々による緑化や再生可能エネルギー（例：太陽光）の活用など環境に配慮した施設の整備を検討します。
- ・公園内の照明はLED照明器具を導入するなど省エネ対策に取り組みます。
- ・雨水を活用した保水性舗装等によって、路面温度の上昇を抑え、ヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。
- ・雨水を貯水しトイレ洗浄や芝への散水などに利用します。

5) ユニバーサルデザイン

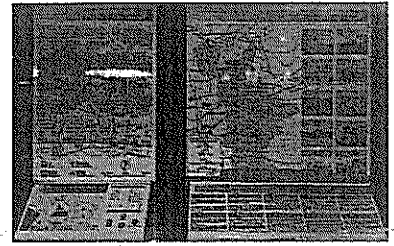
- ・ユニバーサルデザインを取り入れることにより、すべての人が安全に安心して公園を利用できるような施設整備に配慮します。
- ・段差のない園路や緩やかで無理のない勾配の採用、階段には手すりを設置するなど、すべての人が安全に安心して公園を利用できるよう取り組みます。
- ・車いす使用者や乳幼児連れの人などが利用できるトイレの設置、車いす使用者の駐車場区画の設置など、安心して快適に利用できる公園をつくれます。
- ・公園内の案内表示は、その内容、表示方法、色彩、絵文字、外国語やふりがな併記など、だれにとってもわかりやすいものにします。



家族連れなど全ての人が
使いやすい公園

6) 地域活性化

- ・地域の産品などの地域資源を利用して地域の活性化を検討します。
- ・公園利用者が施設利用後に彦根城をはじめ、城下町、伝統ある町並みを見学する動機付けとなるように、案内サインの工夫など、周辺の観光地や歴史等の情報の発信について検討します。



歴史および周辺の観光地情報が示された案内サイン

(3) 【基本方針C】

彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備に向けて必要な施設等を検討しました。

1) 彦根城へのシンボル軸

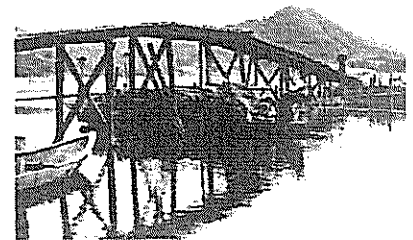
- ・公園内に、滋賀県を代表する歴史文化資源、観光資源でもある国宝彦根城を正面にし、並木を配置してシンボル軸を形成します。
- ・彦根城をはじめ滋賀の魅力を全国に発信し、魅力あるまちづくりに向けて、賑わいを作り出します。



計画地から彦根城を望む

2) 歴史性を踏まえた施設づくり

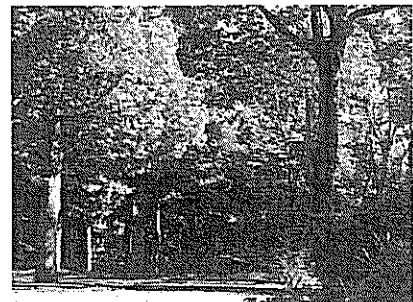
- ・城下町や宿場町の町並み、史跡や社寺など歴史と伝統が現代まで継承されてきたことを踏まえ、次世代につながる地域の誇りとなるような施設づくりに配慮します。
- ・公園敷地の周辺一帯は旧松原内湖であり、時代とともに地形や景観が大きく様変わりしてきたことを踏まえ、郷土になじみ深い木々、草木などの植栽や百間橋などをモチーフに取り入れるなどして、この地一帯が内湖であったことがイメージできるように施設づくりに活かします。



百間橋（彦根市立図書館所蔵写真）

3) 緑の緩衝空間

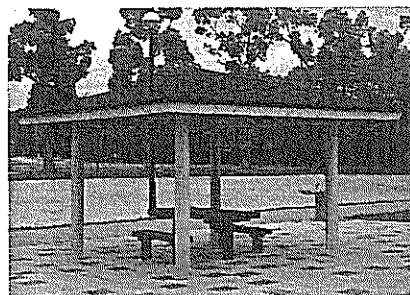
- ・陸上競技場の周囲に高木を植樹し、建物からの圧迫感の緩和や景観保全に配慮します。
- ・騒音や土ぼこりなど、周辺的生活環境への影響を緩和するため、公園の周囲や公園内に植樹して緑の緩衝空間を確保します。



緩衝緑地の例

4) 自然素材の活用

- ・滋賀県産木材など自然素材・地域資源を活用して地域の風土等に調和した施設をつくります。
- ・公園を訪れた人びとが自然のぬくもりや自然の大切さを感じることができるような空間をつくります。



自然素材を利用した四阿（あずまや）

(4) 公園内に導入を検討している施設【再掲、まとめ】

1) 施設の種類の種類

- ・第1種陸上競技場、第3種陸上競技場、野球場（存置）、駐車場
- ・その他施設

例えば、庭球場、多目的広場、芝生スペース、休憩所、ジョギングコース、緑地緩衝帯などの整備について検討します。

（スポーツ会館、プールは公園内に導入しません。）



現有施設の敷地（約14ヘクタール）に隣接する約8ヘクタールを加え、全体22ヘクタールまで敷地を拡張します。

2) ゾーニング

- ・施設の配置・ゾーニング（案）について、次図のとおり計画しています。

施設配置図（ゾーニング図）案

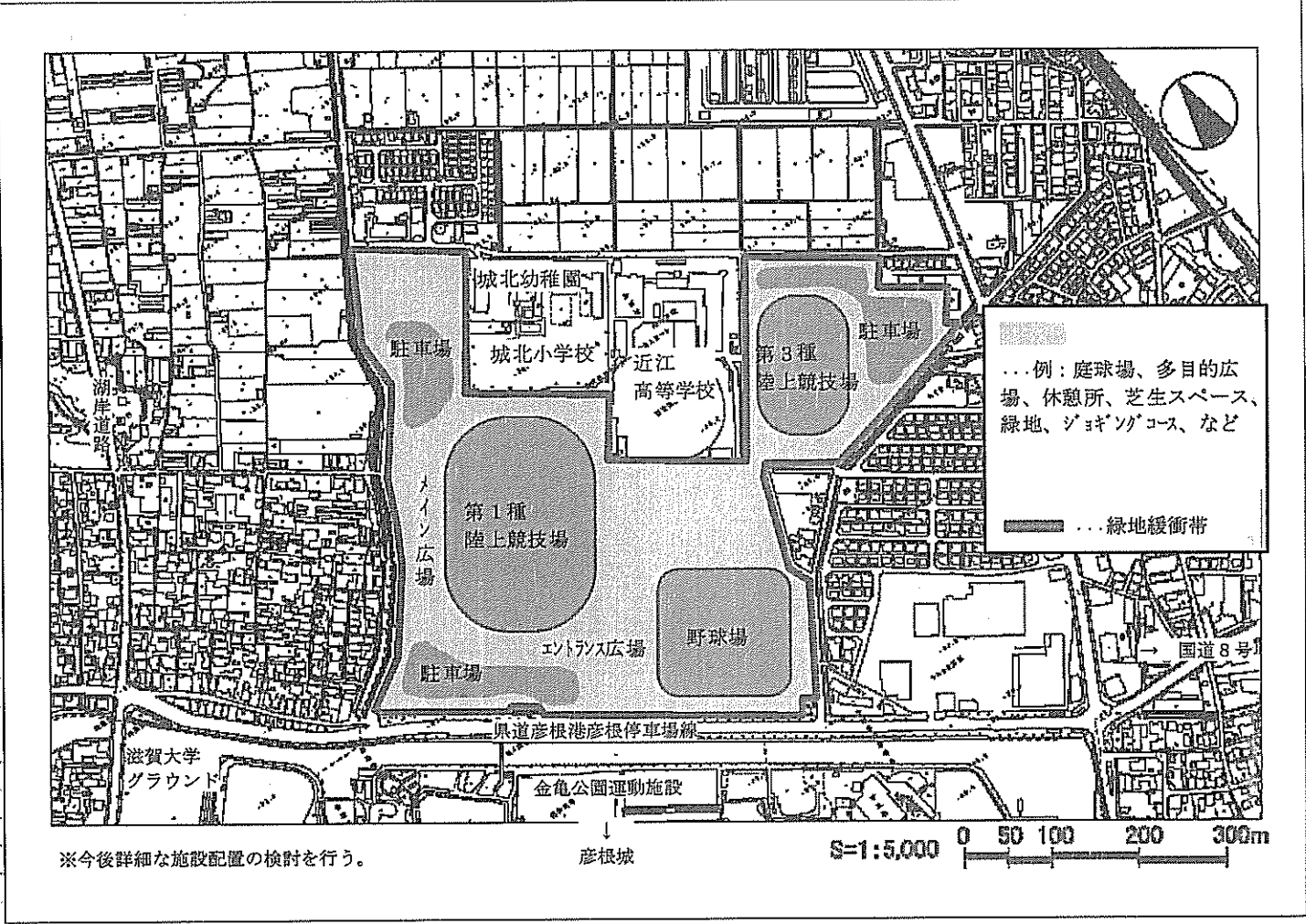


図 5.1 施設配置図（ゾーニング図）案

・公園の整備イメージパースを作成しました。

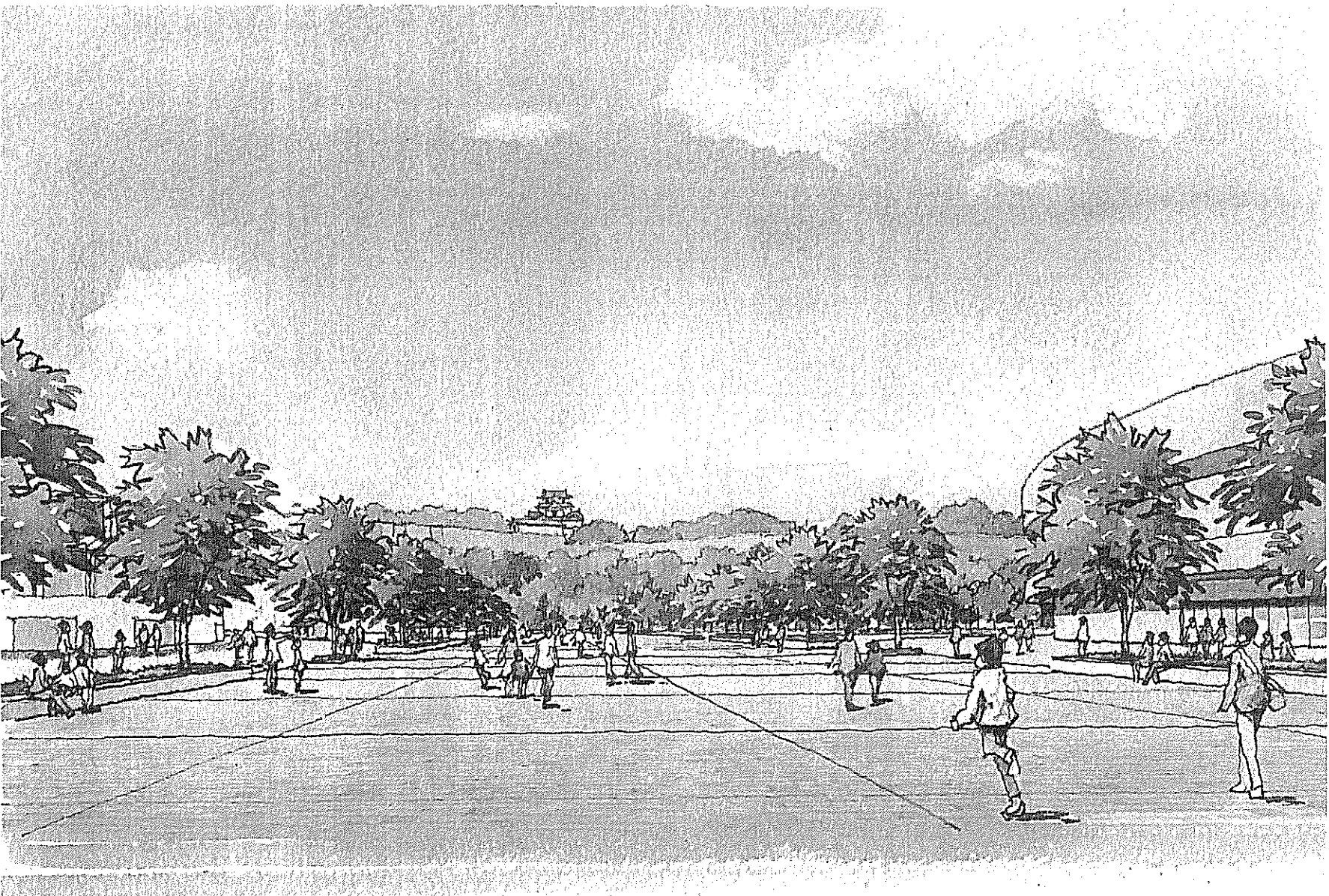


図 5.2 エントランス広場から彦根城を望む

第6章 事業化の検討

6-1 公園整備スケジュールの検討

国体開催に向け、次の整備スケジュールをもとに、公園整備を着実に進めていきます。

作業項目	H26年 (10年前)	H27年 (9年前)	H28年 (8年前)	H29年 (7年前)	H30年 (6年前)	H31年 (5年前)	H32年 (4年前)	H33年 (3年前)	H34年 (2年前)	H35年 (1年前)	H36年 (開催年)
都市公園 計画・設計	基本構想・基本計画～基本設計～実施設計										
基盤整備 ほか					既存施設解体・基盤工事、 その他公園施設工事						
施設整備			施設設計		建築工事						
										供用開始 ↓ リハーサル大会開催	第24回全国障害者スポーツ大会開催 第79回国民体育大会

図 6.1 整備スケジュール

6-2 今後の主な課題

○関係法規制等への対応

- ・第1種陸上競技場の高さについて、地盤の高さや建物の構造、デザインなどを工夫して周囲の景観の負担とならないよう検討します。
- ・公園整備に適した用途地域の変更等について彦根市と協議します。
- ・計画地の軟弱地盤への対策を検討します。

○景観への配慮

- ・計画地が彦根城に近接していることから、公園整備において景観や眺望への負荷軽減を図ることは大変重要であり、施設の配置計画や施設の規模、デザイン、色彩などの検討過程において、景観や眺望に配慮します。
- ・陸上競技場などの建物の圧迫感を軽減するため、公園一帯を樹木で覆い、公園全体での工夫も検討します。
- ・彦根城の世界遺産登録への取り組みに配慮し、歴史的建造物や名勝庭園の借景に違和感を与えず、周囲の景観にとけこむような建物の形状や意匠、色彩などを検討します。

○適正規模の検討

- ・未来に負担を残さないためにも、国体開催を見据えて適正規模による施設整備を検討します。

○交通計画の検討

- ・彦根市が計画地周辺の交通渋滞対策として検討している道路改修等の計画と整合を図ります。
- ・国体開会式時には、交通規制等により交通渋滞を回避できるよう道路管理者や警察等と協議します。

○地域住民の理解

- ・公園整備や敷地拡張に関して、地域住民の皆さんや地権者の皆さんに説明し理解を得るよう努めます。

○企業との連携の取り組み

- ・人々に長く愛着を持って利用される公園とするため、施設の整備や管理運営の面で民間のノウハウや創意工夫の活用を検討します。
- ・新たな財源を確保し、施設を安定的に運営するため、ネーミングライツの導入などについて検討します。

○住民参画と地域づくり

- ・国体終了後のまちづくりにもつながるよう、地域に親しまれる公園づくりに向けた住民参画のあり方について検討します。
- ・記念植栽、手形陶板など住民の皆さんが気軽に参加でき、将来に向かって愛着を持って施設を利用いただくような取り組みを検討します。
- ・美化活動に対するサポーターを募るなど公園運営への住民の皆さんの参画を進める取り組みを検討します。

資料

1 (仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要

基本構想の策定に向けて、検討を行った(仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要は以下のとおりです。

表 開催日程等

開催日程	審議事項等
第1回 平成26年11月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・公園整備に向けた課題整理と基本方針について審議 ・公園施設の配置の検討について審議
第2回 平成26年11月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模やその他導入機能について審議 ・施設の配置計画について審議
第3回 平成26年12月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(案)について審議

表 懇話会メンバー

(順不同・敬称略)

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名	備考
利用者 (学校関係)	公益財団法人滋賀県体育協会 (さざなみスポーツクラブ マネージャー)	副会長 河上 ひとみ	副座長
	一般財団法人滋賀陸上競技協会	専務理事 坂 一郎	
	滋賀県レクリエーション協会	生涯スポーツ 推進部長 西條 智晴	
	滋賀県障害者スポーツ協会	理事 原 陽一	
	滋賀県健康推進員団体連絡協議会	副会長 山田 和代	
	滋賀県高等学校保健体育研究会 (県立八幡商業高等学校 校長)	会長 辻井 美恵子	
産業・経済関係	《経済・経営》 滋賀銀行営業統轄部地域振興室	室長 植西 正寿	
	《観光》 公益社団法人彦根観光協会	会長 一圓 泰成	
	《文化・出版》 サンライズ出版株式会社	代表取締役 岩根 順子	
学識経験者	《ランドスケープ、防災》 立命館大学工学部建築都市デザイン学科	准教授 武田 史朗	
	《景観、建築》 滋賀県立大学環境科学部環境建築デザイン学科	教授 松岡 拓公雄	座長
	《歴史・文化》 滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科	教授 濱崎 一志	
	《スポーツ社会学、女性とスポーツ》 びわこ成蹊スポーツ大学	准教授 佐藤 馨	
	《地方財政、地域経済》 龍谷大学政策学部	教授 只友 景士	
行政関係	彦根市都市建設部	部長 山田 静男	
地域団体 【特別委員】	松原二丁目第2部自治会	会長 岡田 和男	第3回～
	大洞自治会	会長 北村 収	第3回～

2 国体検討懇話会 検討結果報告書（平成 25 年 1 月 7 日 国体検討懇話会）

- 国民体育大会（国体）は国内最大のスポーツイベント。各府県の持ち回りで開催。
- 国体に関し、「地方の財政事情の悪化」「総合優勝のみを目的とする無理な強化策」などの問題が提起されている。
- 滋賀県では平成36年の開催を想定しなければならない状況。
- 平成24年度「国体検討懇話会」を設置、「時代の流れに沿った『滋賀らしい国体』のあり方」について検討を行った。

I 滋賀で国体を開催する「意義」について

国体開催は、滋賀に住む人びとの「暮らしの質」を高め、「絆」を深める契機となる。

「夢育て」	滋賀の次世代を担う子どもや若者たちが、 スポーツの楽しさに触れ、夢を育てるきっかけとできる。
「スポーツの推進・健康育て」	あらゆる人びとがスポーツに親しみ、 生涯にわたり健康な生活を送るきっかけとできる。
「人育て」	スポーツを通じ、郷土を愛し、支えることのできる人材を育てることができる。
「地域育て」	未来の滋賀に有形・無形の資産を残すことで、 持続可能で活力ある地域社会の形成に資することができる。
「滋賀のファン育て」	全国から滋賀を訪れる多くの人に、滋賀の魅力を伝える絶好の機会とできる。

II 時代の流れに沿った「滋賀らしい国体」のあり方について
～滋賀で国体を開催する際に掲げるべき「目標」～

国体開催を契機に、滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会をつくる。

- 1 滋賀をスポーツで元気にする国体** 健康づくり・スポーツ振興

 - 少子高齢化社会を見据え、国体を県民の健康づくりに向けての行動の契機とし、活力ある地域社会の基盤を形成
 - 滋賀のあらゆる人びとが、将来にわたりスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくり
- 2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体** 若者・女性が関与

 - 自分たちが主役となる国体に、準備の早い段階から若者が関与できる機会を確保するとともに、世代間交流を促進
 - 自ら進んで国体準備や開催に関わることで、心身ともにたくましく、思いやりの心を持った子どもを育成
 - 女性の視点による国体準備や運営に配慮することを通じた、女性がよりスポーツに親しむことのできる環境づくり
- 3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体** 多様なひとの協働
大学・企業との連携

 - 様々な立場のひと、多様な主体との連携など、滋賀の「人の力」を活かした国体開催と、開催を通じた協働社会の実現
 - 各大学・県内企業の特徴、滋賀の「地と知の力」を活かした国体開催と、開催を通じた社会貢献の定着
- 4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体** 滋賀の魅力発信
・まちおこし

 - 環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を、各地域の特性を活かしたアピール
 - 国体を契機に、国体準備や運営、「おもてなし」の経験を活かしビジネスを展開、地域経済を活性化
- 5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体** 新たな考え方による
競技力向上

 - 競技力向上は、国体終了後に残る選手と指導者の好循環の形成が目的
- 6 滋賀の未来に負担を残さない国体** 財政均衡のもとでの開催

 - 大学や企業の施設も含めた既存施設の有効活用や大会運営の簡素・効率化を通じ、財政均衡のもとで開催
 - 民間活力の導入も視野に入れ、必要性や規模を十分検討、国体後も持続可能な施設を整備
 - 環境にも配慮した、防災等多目的に使用できる施設を整備

Ⅲ 国体開催にあたっての課題と、対処の方向性について

目標の実現に向け、今後以下の方向性を踏まえ、具体的な方策検討を期待する。

1 県民参加

- ①健康づくり ○国体準備・開催の過程で、日常生活で取り組む運動等、健康づくり活動を推進
- ③スポーツの裾野の拡大 ○スポーツに触れ、親しむ機会づくり ○デモンストレーションスポーツの充実
○普段スポーツをしない人が国体・スポーツに関心を持てる発信方法の検討
- ④子どもや若者、女性の参画 ○準備の早い段階から、子どもや若者、女性の意見が反映できる機会を確保
○大学生等の力を借り、子どもたちがスポーツに触れ、国体について理解を深める機会づくり
- ⑤多様な立場のひとの参画 ○高齢者、障がい者等の参画による国体準備・施設整備
- ⑥幅広い県民の関与 ○県民が、それぞれの立場で主体的に参画しやすい仕組みづくり
○早い時期から募金を募るなど、国体に対する県民の広範な支援を得られる仕組みづくり

2 地域振興

- ①市町との連携・協力 ○市町との連携協力による国体準備 ○早期に実施競技や会場地の検討に着手
- ②県内各地域での開催 ○競技会場はできる限り県内に分散
- ③おもてなし・観光 ○各地域の独自性が発揮できる「おもてなし」
○宿泊準備等の取り組みが、国体開催中や終了後のビジネスにつながるよう配慮

3 人の育成

- ①競技力向上・選手育成 ○国体開催後も継続できる選手育成体制づくり ○県民が地元アスリートを支援できる手法の検討
○大学生等の力を借りたジュニア育成システムの検討
- ②指導者の育成 ○指導者、競技役員等育成計画の早期策定
○指導者が国体終了後も滋賀の地で、選手育成やスポーツ推進に携わる方策を検討
- ③総合優勝についての考え方 ○総合優勝のみを目的とする一時的な強化策は取らず、選手・指導者の好循環につながる強化策のあり方を検討

4 施設の確保・競技運営

- ①創意工夫のもとでの施設の確保・競技運営 ○大学や企業等、民間の施設も含めた県内既存施設の有効活用
○国体後も多くの人が利用できる多機能性を持つ施設を検討
○他府県との連携協力による施設や設備の共同調達・利用の検討
○選手の立場に立った競技運営、宿泊施設の確保
- ②環境への配慮 ○自然エネルギー等の活用 ○環境負荷を極力少なくできるよう配慮
- ③施設整備を行う際の留意点 ○広域防災拠点としての整備検討 ○「全国障害者スポーツ大会」も念頭に置いた施設改修や整備
○施設規模は慎重に検討、場合によっては仮設対応も検討
- ④民間活力の導入 ○企業や団体の社会的貢献の場へ ○民間活力による財政支出の抑制、地域経済活性化
- ⑤主会場確保と競技会場選定 ○主会場確保について対処方針を早急に策定 ○各競技会場選定等の議論を早期に実施

5 その他

- 開催準備にあたっての留意点 ○準備に要する期間を見定め、時期を逃さず準備に着手
○国体施設基準等の見直しや弾力的な運用を、日体協等に要望
○地方制度改革等の動向に留意、柔軟に対応

- 「ジュニア部会」の取り組みを踏まえ、子どもや若者の主体的な関与が継続して得られる取り組みを期待。
- 滋賀で将来開催される国体を、全国に「新しい国体像」を発信できる、「滋賀らしさ」にあふれた魅力ある大会に。
- 他府県にはない施設面での課題に対応するためにも、すみやかな招致表明、特に主会場選定等準備着手が必要。

3 第79回国民体育大会開催基本方針

(平成25年10月31日開催・第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会の第1回総会決定)

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で平成36年(2024年)に開催する第79回国民体育大会は、次代を担う人育てや活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

この大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図ります。

併せて、福祉、教育、観光及び経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする国体

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組みとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましい思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を見直し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つけなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体

この大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢をはぐくみ、実現することのできる環境づくりを目指します。

(6) 滋賀の未来に負担を残さない国体

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ防災等多目的に施設としての整備を目指します。

4 第79回国民体育大会主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）選定評価報告書
Ⅷ 評価の総括 ～主会場選定（案）～
（平成26年5月 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 主会場選定専門委員会）

前Ⅶの各候補地の比較検討および意見集約（評価）を踏まえ、法令や整備上の課題など施設整備の実現可能性、国体の運営、国体後の利活用も視野に入れた「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的評価を行い、以下に示す「主会場選定（案）」のとおり国体主会場として最もふさわしい地を選定した。

○主会場選定（案）

1 第79回国民体育大会の開・閉会式場および陸上競技会場（主会場）

滋賀県立彦根総合運動場とする。

◇主な選定理由

- ◆ 地域住民の生活圏内にあり、国体開催後も日常的に多様な主体が気軽にスポーツに親しめる環境にある。
- ◆ 近隣に小学校・中学校・高校・大学が集積しており、公共交通機関から徒歩移動が可能であるとともに、名神高速道路 IC から近いなど交通アクセスがよいことから、将来にわたって継続的に多くの方のスポーツ利用のほか、多目的な活用も見込める。
- ◆ 彦根城を中心とした観光名所、大学、地場産業、商業施設と結びつくことにより地域経済の活性化につながる。また、琵琶湖に近接し、彦根城を眺望できるという立地を活かし滋賀の魅力をも日本全国、世界に発信できる。
- ◆ スポーツ拠点として滋賀県のスポーツ推進を牽引してきていることを踏まえ、今後も滋賀県のスポーツ推進の中核施設として機能強化を図れる。

◇主会場施設整備に関する意見

- ◆ 敷地拡張や地盤整備、法規制への対応などが必要であることから、県においては、地元彦根市との連携、協力のもと、施設整備の全体スケジュールに遅れが生じないように取り組まれない。
- ◆ 施設整備にあたっては、彦根市とその周辺地域が有している歴史性、文化性との調和に配慮されたい。

2 付帯意見

- ◆ 滋賀県希望が丘文化公園、びわこ文化公園都市は、本来のコンセプトや地の利などを活かすことで、より一層の活用が見込めると考えられることから、県においては、将来の滋賀県のスポーツ推進に向けて、それぞれのあり方や活用方法を検討されたい。

5 上位関連計画の概要

①彦根長浜都市計画（平成 24 年 3 月 滋賀県）※H28 年見直し予定

■都市づくりの基本理念

- ・都市機能の集約化を取り入れたまちづくり
- ・暮らしの”質”を重視したまちづくり
- ・多様な地域資源を活かしたまちづくり
- ・既成市街地の元気を育むまちづくり
- ・環境との良好な調和を図るまちづくり
- ・区域内でのバランスの良い発展を支えるまちづくり

■都市景観形成と保全に関する方針

○土地利用に関する方針

商業地・工業地・住宅地などの適正な用途確保と配置・誘導を図る。

その中でも彦根市は中心商業地に位置づけられており、業務機能とあわせて本都市計画区域の核をなす商業地を形成している。

○都市景観形成と保全に関する方針

本都市計画区域は伝統的なまちなみ景観や、豊かな自然・歴史・文化資源を有しており、これらの保全と調和するまちづくりを推進する。

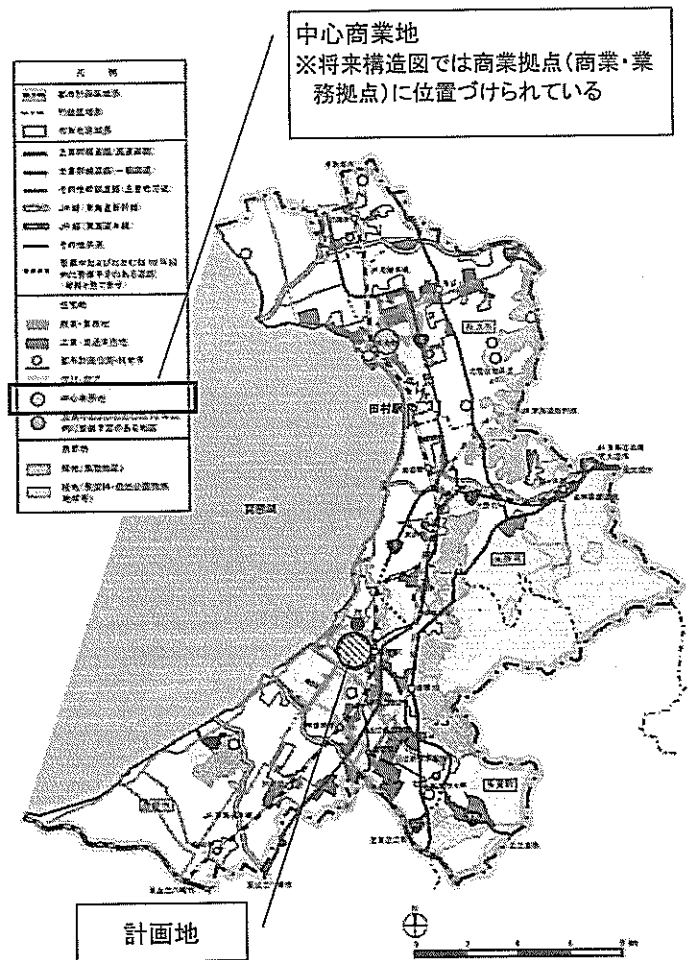
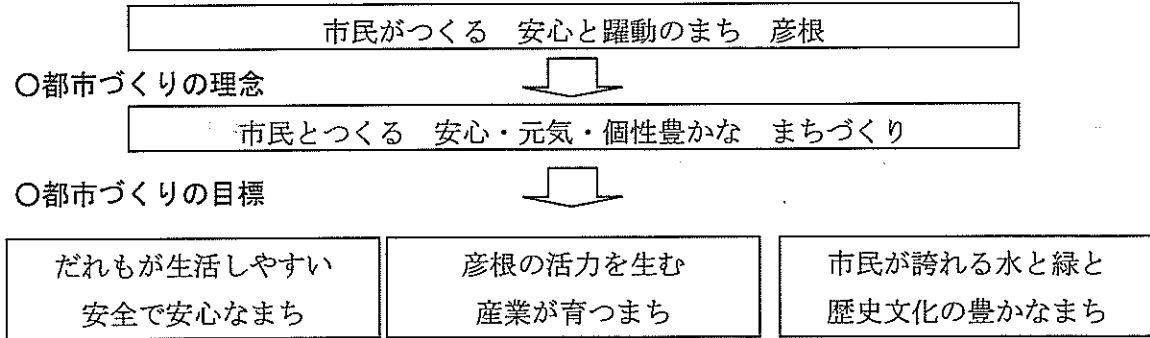


図 彦根長浜都市計画

②彦根市都市計画マスタープラン（平成19年3月 彦根市）※H26・27見直し中

■都市づくりの3つの目標



■土地利用の方針

- 彦根港、金亀公園および総合運動場周辺地域一体を彦根市の観光・レクリエーション系(ゾーン)の拠点として位置づけ、その利活用を図る。

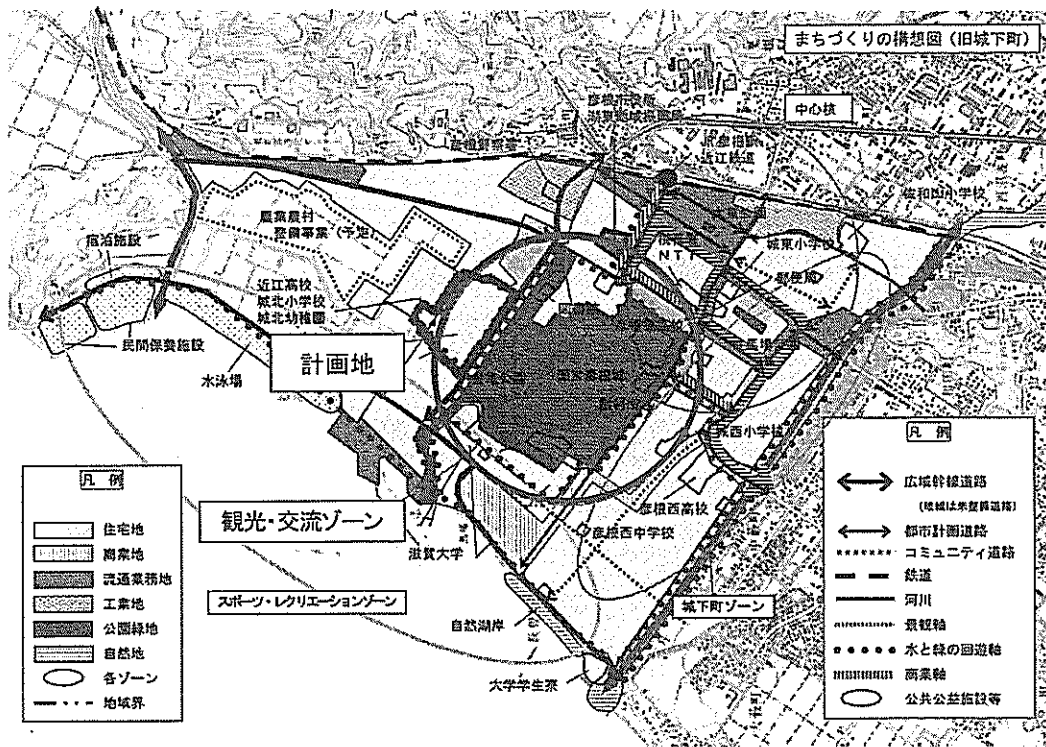


図 彦根市のまちづくりの構想図

③彦根市景観計画（平成19年6月 彦根市）

■景観形成のテーマ

城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造

■めざすべき景観像

1. 歴史と伝統を語りかけ深みのある風格が漂うまち
2. うるおいのある豊かな自然とともにくらすまち
3. 新しい時代の活気あふれる魅力が感じられるまち
4. くらしの心づかいが育むゆとりとふれあいのあるまち
5. 湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまち

■景観計画区域

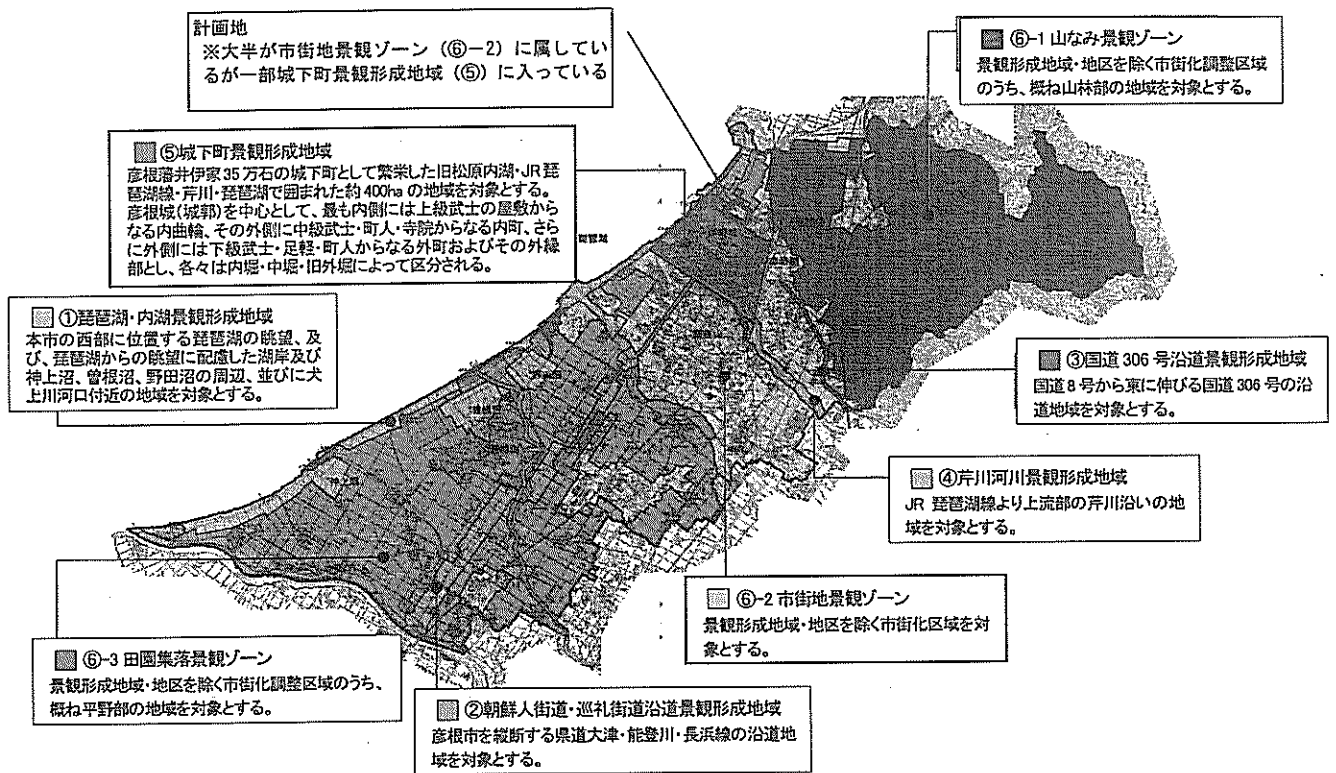


図 彦根市景観計画区域図

■眺望景観

城下町景観形成地域[外町地区]では、下図に示す3カ所の視点場から彦根城（彦根山および天守）の眺望を阻害しないよう建築物の位置および高さとしてされている。

・眺望対象は、以下の3カ所である。（ ）内は、標高を示す。以下同じ。

- ①西の丸（128.0m） ②天守（138.8m） ③天秤櫓（114.2m）

・視点場は、以下の3カ所である。

- ①大洞弁財天（124.0m） ②矢倉川橋（90.0m） ③松原湖橋（89.7m）



図 城下町景観形成地域の眺望景観図

④彦根市歴史的風致維持向上計画（平成23年3月 彦根市）

■重点区域

歴史的風致の維持・向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域

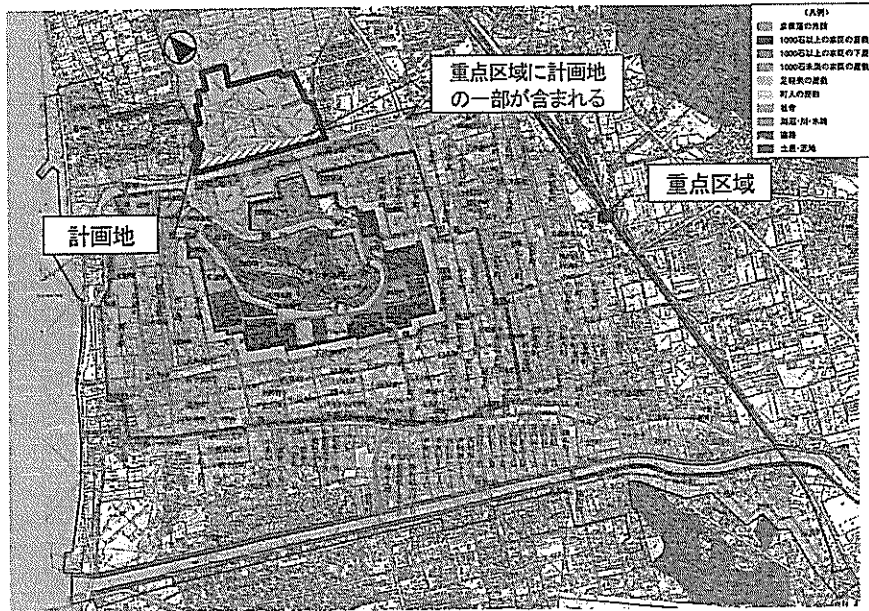


図 重点区域の位置

■良好な景観の形成に関する施策との連携

都市計画・景観計画と連携し、歴史的風致の維持・向上を図る。

■計画地が関連する施策等

計画地の一部が重点区域に含まれていることから、次のような関連する施策等に留意する必要がある。

○都市計画マスタープラン

彦根市都市計画マスタープランでは将来都市構造のあり方の中で彦根城周辺区域を歴史拠点と位置づけており、歴史的な市街地エリアとして北側の旧内湖干拓地を加えたエリアを「旧城下町地域」としてまちづくりの基本方針を以下のように示している。

- ・彦根市の中心市街地にふさわしい市街地整備を目指す
- ・伝統的建造物や歴史的まちなみを保全し、彦根城と城下町の「世界遺産登録」を目指す
- ・賑わいと活力ある観光産業の促進を目指す
- ・防災、減災対策に努める

○都市計画

計画地が彦根城風致地区に指定されている。

○景観計画

計画地の一部が城下町景観形成地域に指定されている。

■基本理念

歴史と自然の緑を結ぶグリーンネットワークシティ彦根の創造

■基本方針

1. ふるさとの原風景となる農と山の緑を守る。
2. 湖岸と川辺の緑を守り育てる。
3. 残された歴史と文化の香り高いお城の緑、社寺林を守る
4. 花と水と緑で、いきいきとしたまちによみがえらせる。
5. 街にインフラとしての緑を創る。
6. 公共公益施設、企業などのオープンスペースの緑化を促進し、ふるさとの緑として創り育てる。
7. 多様な緑を緑のベルトでつなぎネットワーク化を図る。
8. 緑のグラウンドワークを展開し、みんなで緑を育てる。

■緑の将来像

図 彦根市緑の基本計画「緑の将来像」

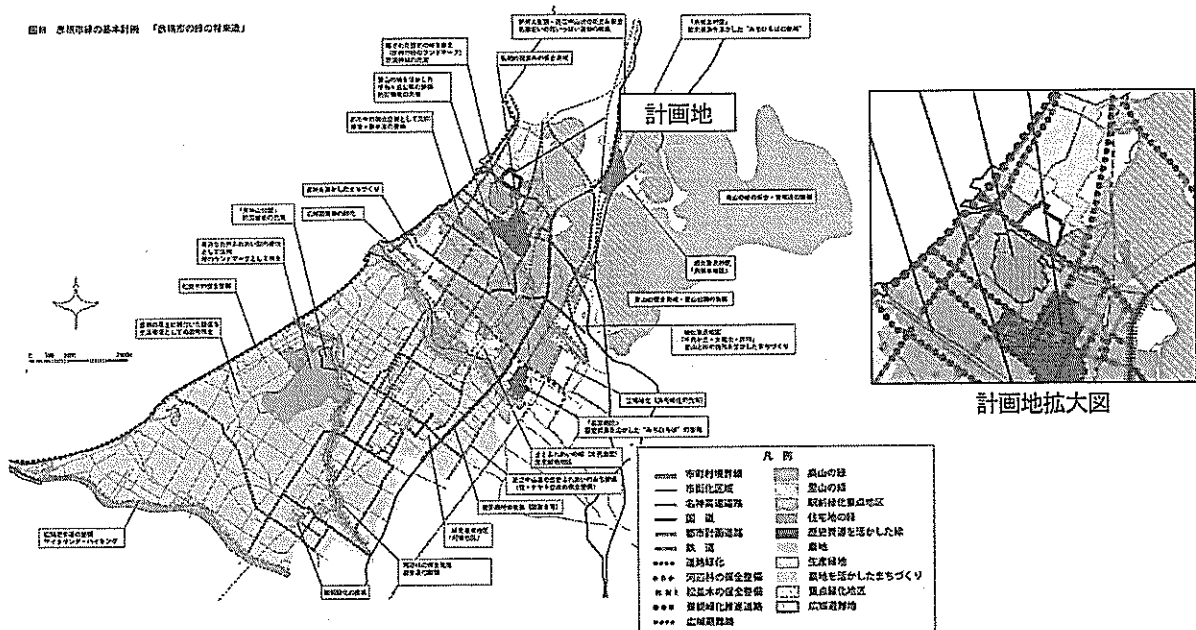


図 緑の将来像

※計画地は緑の将来像の設定は行われていないが、計画地の周辺地域では緑の将来像の設定が行われているため、計画地における公園整備にあつては、この基本計画の理念に沿って、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の機能を持った緑地を総合的に計画します。また、地域の実情に応じ、歴史的環境の保全、地域振興等のネットワーク設定も考慮します。

⑥彦根城世界遺産暫定一覧表記載資産準備状況

■当該地の立地状況

平成4年より世界遺産暫定一覧表記載資産となっており、現在も世界遺産登録を目指している構成資産「彦根城」の北側に隣接するかたちで位置している。

世界遺産は、構成資産と緩衝地帯(構成資産の資産価値を保全するために開発を規制する地域)で構成されている。

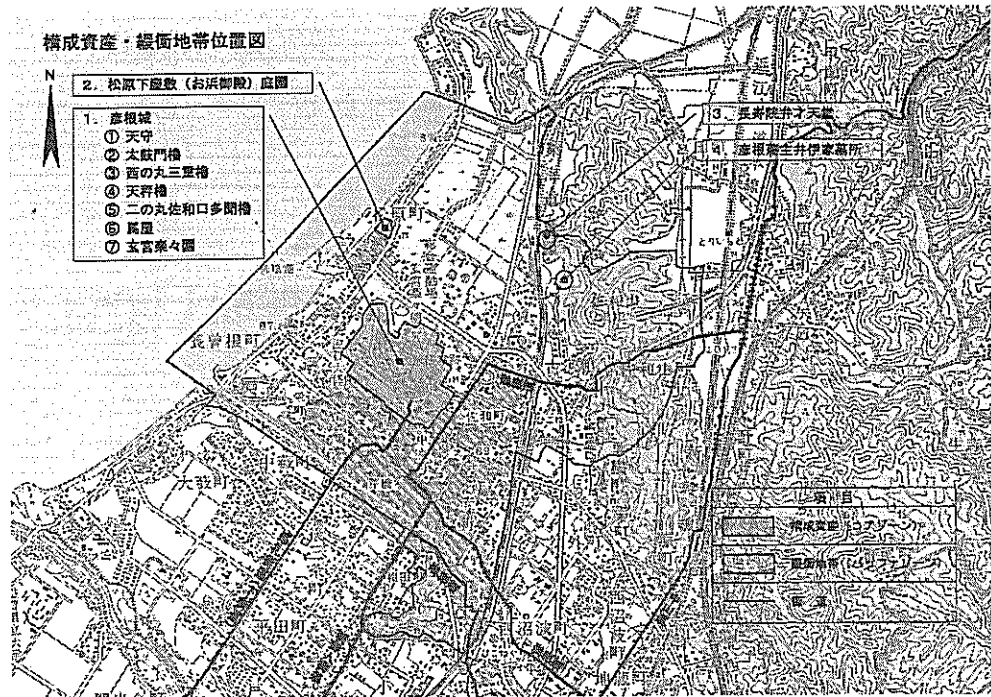


図 構成資産・緩衝地帯位置図(見直し検討中)

■整備にあたっての配慮

緩衝地帯において適用される規制は以下の通り(計画地に該当するもののみ抽出)

- ・彦根市景観計画に基づく城下町景観形成地域(外町地区)に指定
- ・彦根城風致地区に指定

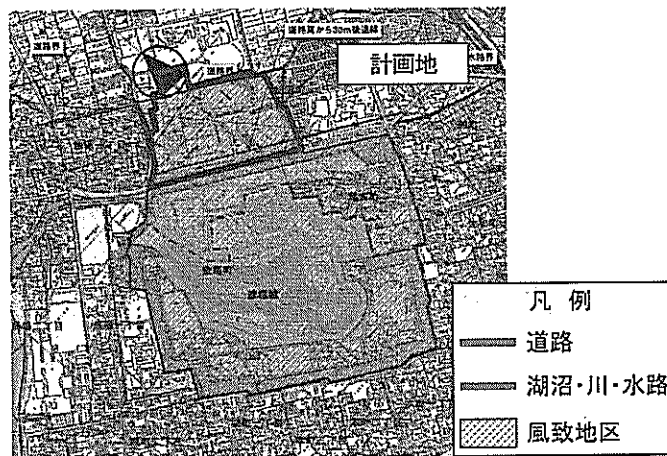


図 彦根城風致地区位置図

⑦滋賀県スポーツ推進計画（平成 25 年 3 月 滋賀県）

■目指す姿

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現

■基本方針（関連部分詳述）

- 1 自ら行うスポーツ活動の充実
- 2 次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実
- 3 スポーツ環境の充実
 - 学校体育施設・スポーツ施設の活用・充実
 - ・学校体育施設等の効果的・効率的活用（公共スポーツ施設等の開放の充実）
 - ・スポーツ施設の充実・確保（ユニバーサルデザイン等安心して利用できる整備）
 - ・安全性の確保（施設の定期点検、安全対策、AED 設置）
- 4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- 5 滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

⑧滋賀県地域防災計画（平成 25 年度 滋賀県）

■彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況

○滋賀県緊急輸送ネットワーク

計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。

○滋賀県緊急消防援助隊受援計画

- ・陸上競技場：飛行場外離着陸場
- ・彦根総合運動場：宿営可能場所（屋外）
- ・スポーツ会館：宿営可能場所（屋内）

に指定されている。

⑨彦根市地域防災計画（平成 25 年度 彦根市）

■彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況

○緊急輸送ネットワーク

計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。

○災害用ヘリポート

計画地内多目的広場・陸上競技場が指定されている。

○一時避難場所

計画地内スイミングセンターが指定されている。

⑩東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画

（中央防災会議・平成 19 年 3 月 20 日）

平成 26 年度見直し予定

非被災地域から被災地域へ物資を輸送する広域物資拠点に本運動場が指定されており、食料・約 21 万食等が輸送される。